

# 青森県特定家畜伝染病対策マニュアル

## 口蹄疫等防疫対応編

### 【 参 考 資 料 】

1	口蹄疫等対応行動リスト	1
2	防疫作業従事者の動員計画	4
3	防疫作業従事者の動員試算	11
4	防疫作業従事者の受け入れ	15
5	防護服等（PPE）の着脱	27
6	集合施設及び現場事務所の設置及び運営	45
7	消毒ポイントの運営	55
8	埋却等の留意事項	66
9	口蹄疫の病性鑑定材料の採取	70
10	豚コレラ及びアフリカ豚コレラの病性鑑定材料の採取	74
11	牛疫及び牛肺疫病性鑑定	76
12	病性鑑定材料の搬送容器	78
13	病性鑑定材料の動物衛生研究部門海外病研究拠点への運搬方法	82
14	殺処分の方法等	86
15	農場等の消毒マニュアル	90

# 参考資料1 口蹄疫等対応行動リスト

対応項目・取組み事項				(当日)	(当日)	～	当日～翌日	発生早期	感染拡大期	
項目区分	県・出先区分	対応機関	対応内容等	異常畜の通報	本病の疑い検体送付	まん延防止措置 隔離・消毒	疑似患畜と決定	防疫措置	防疫措置の強化	
防疫対応(組織)	県	農林水産政策課	報道対応				知事記者発表	随時公表	随時公表	
	県	庁内対策会議	情報共有		開催					
	県・現地	(県・現地)対策本部					公表前に設置 (県・現地)		→	
	県	県危機対策本部	防疫従事者の動員			○ 現地と調整		県(農林水産部)職員 動員		県(全庁)職員動員 自衛隊への派遣要請 他県への派遣要請
			防疫方針等の決定、現地への指示				○ 現地と調整	現地への指示	→	
			国有地等の埋却地確保調整				国との調整		→	
	現地	地方支部 (地域県民局:地域連携部)	市町村との調整 動員職員の受入れ(宿泊・輸送手段) 動員職員の集合場所 健康確認実施場所の確保(保健所と調整)		準備	市町村との調整	市町村職員動員要請	→	他県からの 派遣職員受入れ	
(地域県民局:地域農林水産部)			市町村と連携した埋却地確保 防疫作業及び関連作業の準備・実施 防疫作業に必要な人員の算定		候補地選定	埋却地の調整 動員計画の作成	埋却地決定 県(農林水産部)職員 動員要請	○ →	○ 県(全庁)職員動員 要請	
家畜防疫対策	県	畜産課	農林水産省、関係道県への連絡・調整		○				→	
			防疫方針の協議・確認	○					→	
			防疫資材の確保・事務処理		準備	→	○		→	
	現地	家畜保健衛生所	発生農場の対応	立入検査	○	○		評価		→
			検査対応 青森家保への検体送付 動物衛生研究所へ検体の送付		○					
			殺処分・死体等の処理・消毒			処理方法の検討		殺処分開始 埋却開始		→
			規制区域の設定・交通規制の要請			準備		設定	○	○
			規制区域内の防疫対応				立入検査・消毒	決定		→
		消毒ポイントの設定		準備		設定	○	○		
埋却溝造成	県	農村整備課	建設業者へ埋却溝造成の協力要請		準備		○		→	
	現地	地域農林水産部(農村整備担当)	地元選定業者への重機確保等協力要請及び造成指揮		準備		○		→	
埋却地確認	県	文化財保護課、市町村	埋却予定地の史跡・名勝天然記念物、遺跡等のに 関する確認 掘削による遺跡発見時の対応		準備	調査・確認	決定 発掘時の届出関係事 項の記録、確認		→	

## 参考資料1 口蹄疫等対応行動リスト

対応項目・取組み事項				(当日)	(当日)	～	当日～翌日	発生早期	感染拡大期
項目区分	県・出先区分	対応機関	対応内容等	異常畜の通報	本病の疑い 検体送付	まん延防止措置 隔離・消毒	疑似患者と決定	防疫措置	防疫措置の強化
交通規制等	県	県警本部(保安課、地域課、交通規制課)	交通規制の調整・指示 家畜伝染病予防法に基づく取り締まり		準備		○	→	→
	現地	地域警察署	通行の制限・遮断への協力 消毒ポイント等における安全の確保 家畜伝染病予防法に基づく取り締まり		準備		○	→	→
道路使用	県	道路課	規制地域の県管理道路及びその施設の提供		準備		○	→	→
	現地	地域整備部	規制地域の県管理道路及びその施設の提供		準備		○	→	→
交通機関	県	港湾空港課 交通政策課	空港等の消毒への協力 公共交通関連対策					○	→
	現地	青森空港管理事務所 地域連携部	空港の靴底消毒への協力 市町村との連絡調整					○	→
情報提供	県	防災危機管理 広報広聴課 農林水産政策課 商工政策課	陸自第9師団への情報提供 発生状況等の県広報媒体への掲載 県HP、風評対策、商工金融		準備		○	→	→
	現地	地域県民局・地域連携部	地域内の農政・商工・金融等				○	→	→
相談窓口	県	畜産課、保健衛生課、商工政策課	所管分野の相談		準備		○	→	→
	現地	家保、保健所、地域農林水産部	所管分野の相談		準備		○	→	→
風評被害対策	県	保健衛生課 観光企画課 食の安全・安心推進課 総合販売戦略課	食品の安全性に関すること 観光施設等に対する広報・周知、観光客動向把握 県産牛豚肉・牛乳の安全性についてのPR企画				○	→	→
	現地	地域県民局・地域連携部	所管する各部の調整				○	→	→
人の健康対策	県	人事課 健康福祉政策課	人の心と身体に関する健康確認に係る連絡調整					○	→
		精神保健福祉センター	メンタルヘルスに関すること					○	→
		保健衛生課	ヒトの健康被害に関すること					○	→
	現地	地域健康福祉部・保健所	健康相談・保健指導 周辺住民情報提供・健康状況調査 健康状況調査(従業員・防疫作業従事者)				相談受付 ○	→ →	準備 保健師による相談受付 →

## 参考資料1 口蹄疫等対応行動リスト

対応項目・取組み事項				(当日)	(当日)	～	当日～翌日	発生早期	感染拡大期
項目区分	県・出先区分	対応機関	対応内容等	異常畜の通報	本病の疑い検体送付	まん延防止措置 隔離・消毒	疑似患畜と決定	防疫措置	防疫措置の強化
と畜場関係	県	保健衛生課	情報提供、食肉衛生検査所との連絡・調整		○	→			→
	現地	食肉衛生検査所	と畜場の検査体制強化		○	当該農場の処理状況・関連等調査	規制区域内の処理停止	→	→
死亡獣畜	県	保健衛生課	化製場法対応						○
	現地	保健所	化製場法対応						○
野生動物対策	県	自然保護課	野生生物の情報収集・環境省との調整					○	→
	現地	地域農林水産部・林業振興課	野生動物相談対応				通報への対応	→	→
水質監視等	県	県民生活文化課	水質調査(水質測定計画作成・指示)			(必要に応じて)		○	→
	現地	環境保健センター	水質調査			事前調査、指導		継続調査	→
		地域連携部・環境管理部	悪臭測定(市町村に対する助言・埋却地周辺の臭気等調査)			事前調査、指導		継続調査	→
学校教育関係等	県	総務学事課 教育政策課 学校教育課 スポーツ健康課	偶蹄類家畜等の飼育状況・異常の有無 教育事務所、市町村、県立学校等に情報提供 学校行事等の取扱い 通学路等の安全性確保 学校給食の取扱い				情報提供	○	→
	現地	教育事務所	市町村立学校との連絡調整					○	→
経営者支援	県	農林水産政策課 畜産課 商工政策課	各種経営者対策の連絡・調整					○	→
	現地	地域農林水産部 地域連携部	畜産業者経営対策 畜産関連業者経営対策 商工業関係者経営対策					○	→
その他	県	農林水産政策課 畜産課	国(農林水産省、動物衛生研究所)、他県、業界団体等への情報提供		○	→	○	→	→
	現地	地域県民局・地域連携部	市町村等の要請活動の調整				○	→	→

## 参考資料2 防疫作業従事者の動員計画

### 1 防疫作業の定義

防疫作業は、発生農場及び消毒ポイント等での作業をいう。

### 2 防疫作業の内容

- (1) 発生農場
  - ①家畜の追い込み作業 ②処分家畜のフレコンバッグ、密閉容器等への投入、
  - ③殺処分後の家畜の搬出作業 ④発生農場の消毒 ⑤汚染物品（糞・敷料・飼料等）の処分
- (2) 埋却場所
  - ①殺処分した家畜及び汚染物品等の埋却作業の補助 ②運搬車両等の消毒作業
- (3) 焼却場所
  - ①梱包した家畜等の運搬作業 ②運搬車両等の消毒作業
- (4) 消毒ポイント  
車両消毒
- (5) 集合施設
  - ①動員職員の受付 ②健康確認の実施 ③防護服等の着衣補助 ④防疫資材の管理
- (6) 現場事務所
  - ①防護服脱衣前の全身消毒 ②防護服等の脱衣補助 ③防疫資材の管理

### 3 防疫作業の役割分担

- (1) 発生地域以外の動員職員（本庁及び発生地域以外の地域県民局職員）

原則として、発生農場の作業に従事する。
- (2) 発生地域の職員（発生地域の地域県民局及び地域県民局に所属しない出先機関の職員）

原則として、発生農場の作業へは動員せず、別途定める「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル」の役割分担に基づき、発生農場以外（埋却場所、焼却場所、消毒ポイント、集合施設及び現場事務所）の作業に従事する。

なお、地域県民局地域農林水産部は、毎年度当初に発生農場以外の作業について担当者の配置を定める。

### 4 動員計画

- (1) 発生農場作業への動員職員数は、発生規模に応じてレベル1～3に設定し、**別紙1**のとおり各レベルの動員職員数を定め、840人（第1クール420人＋第2クール（予備班）420人）から発生地域の職員を除いた数とする。

なお、第2クールは第1クールに不足が生じた場合、レベル3以上の規模の農場における防疫作業が3日を超える場合及び同一時期に他の農場において本病が確認された場合等に動員する。

- (2) 自衛隊及び国・他県等に対する動員依頼については、農林水産省と協議の上、派遣依頼人数を決定する。
- (3) 動員職員に係る最終的な判断は、県危機対策本部長（知事）が行う。

## 5 割当動員数

- (1) 各部局等の割当動員数は**別紙2**のとおりとし、原則として、毎年度の変更はしない。  
ただし、新年度の組織改正等により職員数の大幅な変動が生じた場合は、農林水産部（農林水産政策課）は、割当動員数を見直し、速やかに各部局等に通知する。
- (2) 各部局の主管課及び教育庁職員福利課は、毎年度、割当動員数に基づき、部局又は教育庁内の各課及び県民局を除く出先機関に動員数を割り振り、動員職員名簿を作成し、農林水産部（農林水産政策課）に提出する。
- (3) 各地域県民局地域農林水産部は、毎年度、割当動員数に基づき、地域県民局内の各部に動員数を割り振り、動員職員名簿を作成し、農林水産部（農林水産政策課）に提出する。
- (4) 農林水産部（農林水産政策課）は、動員職員名簿を部署ごとに**別紙3**のとおり第1～6班に割り振る。
- (5) 農林水産部（農林水産政策課）は、割り振り後、**別紙4**により、各部局の主管課、教育庁職員福利課及び各地域県民局地域農林水産部に対して通知する。

## 6 動員職員の選定

- (1) 動員職員は、次の基準に該当する職員を除いて選任する。
  - ① 高血圧、脳血管疾患、腎臓病、心臓病、肝臓病、血液疾患等の慢性疾患で、現在、治療中の者で医師から重労働作業に従事しないよう指導を受けている者
  - ② 免疫不全と診断されたことのある者
  - ③ 薬物アレルギーのある者
  - ④ 現在、喘息で治療中の者
  - ⑤ 自宅等において牛、豚、いのしし等を飼養している者
- (2) 防疫作業当日、(1)の①から⑤までに加え、体調不良（発熱、吐き気、めまい等作業に支障を来す症状）の職員は動員しないこととし、原則として、欠員は派遣元の所属において第2クール登録者等により補充する。
- (3) 動員職員は、集合施設において防疫作業前後に健康確認を行う。
- (4) 集合施設において、防疫作業に従事が難しい場合は、その状況に応じて、集合施設等における軽作業に従事する。

## 7 発生農場での作業スケジュール

- (1) 発生農場における家畜の殺処分作業等については、原則として、疑似患畜又は患畜確定後、24時間体制で実施する。  
ただし、発生農場の状況等から夜間の作業などで危険が生じると現地対策本部長が判断した場合は、従事時間を定め実施する。
- (2) 第1クルールの24時間体制の基本的な作業スケジュールは、**別紙3**のとおり第1～6班に分け、1班当たりの従事時間は、原則として4時間30分（休憩及び引継ぎを含む。）とする。

- (3) 各班の従事時間内において、原則として、おおむね1時間おきに10分程度の休憩時間を設ける。なお、発生農場班長は、季節や気象条件等を考慮した上で、水分補給、トイレ、防護服の着脱に要する時間を配慮し、休憩時間を決定する。
- (4) 各班は次の班との交代時に、30分程度の引継ぎを行う。
- (5) 第1クールの従事日数は最長3日間とし、これを超える作業が必要な場合は、第2クールの動員職員を派遣する。
- (6) 防疫作業が長期間に及んだ場合は、第1及び第2クールが3日交代で従事する。

## 8 発生地域への動員職員の派遣方法

- (1) 口蹄疫等の疑い事例発生時には、農林水産部（農林水産政策課）が部内各課、各部署の主管課、教育庁職員福利課、発生地域を除く各地域県民局地域農林水産部、病虫害防除所及び地方独立行政法人青森県産業技術センターに動員を要請し、各機関は、動員名簿登録者に動員の可否を確認した上、農林水産部（農林水産政策課）へ速やかに名簿を提出するとともに、動員職員へ連絡する。
- (2) 動員職員は、班ごとに県庁又は各地域の合同庁舎等を出発地点とし、発生地域の集合施設へバスにより移動する。  
なお、各班は、班ごとの健康調査及び作業開始予定時間に合わせ移動するものとする。
- (3) 動員職員の集合施設までの移動に係るバスの手配は、農林水産部（農林水産政策課）が行い、集合施設と各農場との移動手段は、現地対策本部が確保する。

## 9 消毒ポイント作業に係る動員要請

消毒ポイントは、移動制限区域が解除となる約1か月間作業を継続する必要があることから、現地対策本部長は発生農場の防疫措置完了後の状況に応じて、農林水産部（農林水産政策課）に動員職員の派遣を要請できる。

## 10 動員職員に対する訓練及び指導

- (1) 農林水産部（畜産課）及び各地域県民局地域農林水産部は、防疫演習や実動訓練等を実施し、動員職員はこれに積極的に参加する。
- (2) 農林水産部（畜産課）及び各地域県民局地域農林水産部は、防疫作業の内容等について動員職員に対する講習会等を適宜開催し、職員への周知徹底を図る。

## 11 連絡窓口

動員に係る連絡窓口は、農林水産政策課とする。なお、その他、防疫対応等に係る連絡窓口は畜産課とする。

<別紙 1 >

発生レベル別動員計画

(人/日)

レベル	発生状況 (規模・類型)	県職員		産業技術 センター	計
		農林水産部	農林水産部 以外		
1	・牛200頭未満の発生	150			150
2	・牛200頭以上400頭未満の発生 ・豚1,000頭未満の発生	200	50	10	260
3	・豚1,000頭以上の発生 ・牛400頭以上の発生	250 (500)	150 (300)	20 (40)	420 (840)

- ・各部の職員数には、各県民局職員を含む。
- ・県職員動員の上限は、1日当たり400人とする。
- ・発生状況の頭数は、同時多発発生時の合計処理頭数を含む。
- ・レベル3以上の規模の発生や同時多発発生により、動員人数が不足する場合や作業が3日間以上になる場合には2クール目の動員により対応する。
- ・熱中症予防等のための作業時間の変更や発生状況により、2クール目の動員人数の増加に対応する

。



<別紙2>

割当動員数

1 本庁（病院局及び農林水産部を除く）

単位：人／1日当たり

レベル	2		3		
	第1 クール	計	第1 クール	第2 クール	計
総務部	6	6	14	13	27
企画政策部	2	2	9	8	17
環境生活部	3	3	8	7	15
健康福祉部	5	5	17	18	35
商工労働部	3	3	10	10	20
県土整備部	5	5	13	12	25
危機管理局	1	1	2	2	4
観光国際戦略局	1	1	4	4	8
エネルギー総合対策局	0	0	2	2	4
出納局	0	0	2	2	4
教育庁	5	5	10	11	21
<b>計</b>	<b>31</b>	<b>31</b>	<b>91</b>	<b>89</b>	<b>180</b>

※地域県民局に所属しない出先機関の職員は、本庁各部署の割当動員数に含む。

2 地域県民局（地域農林水産部を除く）

レベル	2		3		
	第1 クール	計	第1 クール	第2 クール	計
東青地域県民局	5	5	15	15	30
中南地域県民局	4	4	10	10	20
三八地域県民局	4	4	11	11	22
西北地域県民局	2	2	8	9	17
上北地域県民局	3	3	9	9	18
下北地域県民局	1	1	6	7	13
<b>計</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>59</b>	<b>61</b>	<b>120</b>

3 農林水産部

レベル	1		2		3		
	第1 クール	計	第1 クール	計	第1 クール	第2 クール	計
本庁農林水産部	52	52	71	71	89	90	179
地域県民局地域農林水産部	98	98	129	129	161	160	321
<b>計</b>	<b>150</b>	<b>150</b>	<b>200</b>	<b>200</b>	<b>250</b>	<b>250</b>	<b>500</b>

#### 4 動員職員 合計

レベル	1		2		3		
区 分	第 1 クール	計	第 1 クール	計	第 1 クール	第 2 クール	計
本庁（病院局及び農林水産部を除く）			31	31	91	89	180
地域県民局（地域農林水産部を除く）			19	19	59	61	120
本庁農林水産部	52	52	71	71	89	90	179
地域県民局地域農林水産部	98	98	129	129	161	160	321
県産業技術センター			10	10	20	20	40
<b>計</b>	<b>150</b>	<b>150</b>	<b>260</b>	<b>260</b>	<b>420</b>	<b>420</b>	<b>840</b>

【参考】各地域県民局における割当動員数

単位：人／1日当たり

地域県民局	部 名	第1クール	第2クール	計
東青	地域連携部	1	1	2
	県税部	2	2	4
	環境管理部	1	1	2
	地域健康福祉部	5	5	10
	地域整備部	6	6	12
	<b>小計</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>30</b>
中南	地域連携部	1	1	2
	県税部	2	2	4
	環境管理部	1	1	2
	地域健康福祉部	2	2	4
	地域整備部	4	4	8
	<b>小計</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>20</b>
三八	地域連携部	1	1	2
	県税部	2	2	4
	環境管理部	1	1	2
	地域健康福祉部	3	2	5
	地域整備部	4	5	9
	<b>小計</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>22</b>
西北	地域連携部	1	1	2
	県税部	2	1	3
	地域健康福祉部	1	2	3
	地域整備部	4	5	9
	<b>小計</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>17</b>
上北	地域連携部	2	1	3
	県税部	1	1	2
	地域健康福祉部	2	3	5
	地域整備部	4	4	8
	<b>小計</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>18</b>
下北	地域連携部	1	2	3
	県税部	1	1	2
	環境管理部	1	0	1
	地域健康福祉部	1	1	2
	地域整備部	2	3	5
	<b>小計</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>13</b>
<b>合計</b>		<b>59</b>	<b>61</b>	<b>120</b>

※各部の定数から試算(地域農林水産部を除く)。

※動員数の目安であり、必ずしもこのとおり割当する必要はないため、本資料を参考とした上で、各地域県民局において関係部署の実情を勘案し割当を行う。

## 参考資料3 防疫作業従事者の動員試算

### 1 飼養規模：肥育牛200頭

殺処分：24時間以内 防疫措置終了：48時間以内

緊急消毒ポイント4か所、制限区域消毒ポイント5か所（8時間×3交替）

### 2 業務実施体制

#### (1) 集合場所（13名）

総括(全体管理)1名

会場係12名（会場運営4名、健康管理3名、資材管理6名）

#### (2) 発生農場（30名）

総括(全体管理)1名

サポート3名（資材管理1名、消毒2名）

殺処分9名（(注射1名+保定2名)×3班）

記録1名

搬出7名

運搬1名（業者オペレーター1名）

消毒10名（発生農場班全員で実施、上記に加え10名）

#### (3) 埋却地（15名）

埋却現場管理1名

掘削2名（業者オペレーター2名）

投入12名（業者オペレーター2名、作業員10名）

#### (4) 消毒ポイント（5名/1か所）

車両誘導1名

記録1名

車両消毒2名

警察1名

### 【1日目】

（1日当たり）

区分	作業内容	県職員			警察	市町村 団体	業者		計	備考
		防疫員	保健師	県民局等			オペレーター	作業員		
集合 場所	総括			1名					1名	
	会場		2名	10名					12名	
発生 農場	総括	1名							1名	
	殺処分	3名		3名		3名			9名	
	サポート			3名					3名	
	記録			1名					1名	
	搬出			3名		3名	1名		7名	ホイローダ-1台
	運搬						1名		1名	ダンプ1台
	農場消毒			5名		5名			10名	農場班全員
埋却 地	総括	1名							1名	
	現場管理			1名					1名	
	掘削						2名		2名	バックホ-2台
	投入			4名		4名	2名	2名	12名	オペレーターは掘削 と同
	消毒			5名		5名			10名	埋却地班全員
消毒 P	緊急			24名	12名	24名			60名	
	制限			30名	15名	30名			75名	
計		5名	3名	83名	27名	79名	6名	2名	205名	

【2日目】

区分	作業内容	県職員			警察	市町村 団体	業者		計	備考
		防疫員	保健師	県民局等			オペレーター	作業員		
集合場所	総括			1名					1名	
	会場		2名	10名					12名	
発生農場	総括	1名							1名	
	サポート									
	殺処分									
	記録									
	搬出									
	運搬									
	農場消毒	3名		15名		11名			29名	農場班全員
埋却地	総括	1名							1名	
	現場管理			1名					1名	
	掘削						2名		2名	バックホ-2台
	投入			4名		4名	2名	2名	12名	オペレーターは掘削と同
	消毒			5名		5名			10名	埋却地班全員
消毒P	緊急			24名	12名	24名			60名	
	制限			30名	15名	30名			75名	
計		5名	3名	83名	27名	79名	2名	2名	203名	

【3日目】

区分	作業内容	県職員			警察	市町村 団体	業者		計	備考
		防疫員	保健師	県民局等			オペレーター	作業員		
集合場所	総括									
	会場									
発生農場	総括									
	殺処分									
	記録									
	搬出									
	運搬									
	農場消毒									
埋却地	総括									
	現場管理									
	掘削									
	投入									
	消毒									
消毒P	緊急			24名	12名	24名			60名	
	制限			15名	15名	15名		30名	75名	業者委託
計				39名	27名	39名		30名	135名	

1 飼養規模：養豚（母豚100頭、1000頭飼養）

殺処分：24時間以内 防疫措置終了：48時間以内

緊急消毒ポイント4か所、制限区域消毒ポイント5か所（8時間×3交替）

2 業務実施体制

(1) 集合場所（13名）

総括(全体管理)1名

会場係11名（会場運営4名、健康管理2名、資材管理7名）

(2) 発生農場（52名）

総括(全体管理)1名

サポート3名（資材管理1名、消毒2名）

殺処分24名（注射2名＋保定4名×4班）

記録1名

追い込み5名

搬出7名

運搬1名（業者オペレーター1名）

消毒10名（発生農場班全員で実施、上記に加え10名）

(3) 埋却地

埋却現場管理1名

掘削2名（業者オペレーター2名）

投入12名（業者オペレーター2名、作業員10名）

(4) 消毒ポイント

車両誘導1名

記録1名

車両消毒2名

警察1名

【1日目】

(1日当たり)

区分	作業内容	県職員			警察	市町村 団体	業者		計	備考
		防疫員	保健師	県民局等			オペレーター	作業員		
集合場所	総括			1名					1名	
	会場		2名	4名		5名			11名	
発生農場	総括	1名							1名	
	殺処分	8名		8名		8名			24名	
	サポート			3名					3名	
	記録			1名					1名	
	追い込み			2名		3名			5名	
	搬出			3名		3名	1名		7名	ホイローター1台
	運搬						1名		1名	ダンプ1台
	農場消毒			5名		5名			10名	農場班全員
埋却地	総括	1名							1名	
	現場管理			1名					1名	
	掘削						2名		2名	バックホ-2台
	投入			4名		4名	2名	2名	12名	
	消毒			5名		5名			10名	埋却地班全員
消毒P	緊急			24名	12名	24名			60名	
	制限			30名	15名	30名			75名	
計		10名	3名	90名	27名	87名	4名	2名	225名	

【2日目】

区分	作業内容	県職員			警察	市町村 団体	業者		計	備考
		防疫員	保健師	県民局等			オペレーター	作業員		
集合場所	総括			1名					1名	
	会場		2名	4名		5名			11名	
発生農場	総括	1名							1名	
	殺処分									
	サポート									
	記録									
	追い込み									
	搬出									
	運搬									
	農場消毒	8名		22名		19名			49名	農場班全員
埋却地	総括	1名							1名	
	現場管理			1名					1名	
	掘削						2名		2名	バックホ-2台
	投入			4名		4名	2名	2名	10名	
	消毒			5名		5名			10名	埋却地班全員
消毒P	緊急			24名	12名	24名			60名	
	制限			30名	15名	30名			75名	
計		10名	3名	90名	27名	87名	2名	2名	221名	

【3日目】

区分	作業内容	県職員			警察	市町村 団体	業者		計	備考
		防疫員	保健師	県民局等			オペレーター	作業員		
集合場所	総括									
	会場									
発生農場	総括									
	殺処分									
	記録									
	搬出									
	運搬									
	農場消毒									
埋却地	総括									
	現場管理									
	掘削									
	投入									
	消毒									
消毒P	緊急			24名	12名	24名			60名	
	制限			15名	15名	15名		30名	75名	業者委託
計				39名	27名	39名		30名	135名	

## 参考資料4 防疫作業従事者の受入れ

### 1 基本方針

高病原性鳥インフルエンザ等発生農場における防疫従事者の動員計画を基に、輸送手段、宿泊先、集合・健康確認場所、飲料水等を確保し、防疫従事者の受け入れを円滑に実施する。

### 2 担当

#### (1) 現地の担当

発生農場を管轄する県民局地域地域農林水産部が主体となり、連携部及び市町村の協力の下、実施する。

#### (2) 県の担当

農林水産政策課が主体となって実施する。

### 3 業務内容

#### (1) 集合施設及び健康確認場所の確保

公民館や体育館等、出入り口に消毒機械を設置可能で大型バスを駐車するスペースがある場所、さらに更衣室、ミーティング、資材保管が可能な(大)部屋を確保できる建物を選定するとともに、健康確認の場所を設置する。

#### (2) 輸送手段

防疫従事者の人数、現地の道路状況等に応じて、必要な大きさ、台数の借上げバス等の輸送手段を手配する。

※宿泊施設から集合場所まで、集合場所から発生農場までのバスは重複しない様到手配する。

##### ア 各地域から集合施設への輸送

農林水産政策課が手配する

##### イ 集合施設から発生農場への輸送

地域農林水産部が手配する

#### (3) 食料

軽食を人数分準備する。

#### (4) 飲料水及び清涼飲料水(及び紙コップ)

休憩中等に十分に給水できる数量を準備する。

※いったん農場に入ると作業終了時まで出てこられない上、作業用の防護服のままなので、小型のペットボトルのイオン飲料、お茶が便利である。

#### (5) 作業用資材

作業員一人1日あたりの必要資材を積算し手配する。

#### (6) 共用資材

防疫従事者待機場所に常備する共用資材を手配する。

#### (7) 防疫従事者受付資料作成

受付の際に宿泊施設、集合場所、作業等についての確認用資料を作成し配付する。

#### (8) 防疫従事者配布用資料作成

家保の協力の下、注意事項や防疫作業手順等に係る資料を作成し、派遣前(あるいは県庁での説



明時)に予め防疫従事者に配布する。

※派遣者用しおり(参考)

(9)受付場所

防疫従事者を受け入れ、作業内容について説明するための場所を確保する。

(10)持ち物、貴重品を一時預かり保管を行う。

防疫作業従事者のみなさまへ

現地における作業等の流れ及び内容等について  
(派遣される方のためのしおり)

1. 集合場所・現地担当者等

集合場所：青森県庁畜産課（棟〇階〇〇室）

受付後、作業の集合場所や宿泊施設の説明等を行います。

担当者：県対策本部 現地班（畜産課〇〇グループ）

集合場所にいずれかの者が常時詰めています

連絡先：017-734-（又は）

県庁への交通：①青森空港からは空港バスで県庁通り下車（30分弱）、徒歩数分

②JR青森駅から徒歩で15分

（地図添付）

2. 現場での実務

○派遣者の所属等に応じて班を編成した上で、各農場における作業を行います。班編成については、追って指示がありますので、それに従ってください。（基本的には、作業当日朝になります。）

○具体的班体制、勤務時間の割振りについては、当日、現地で紙での張り出しや担当者から指示があります。

○基本的には殺処分（別紙1）をお願いすることとなりますが、その他、消毒作業等をしていただくこともあります。具体的に、誰に何の作業をしてもらうかは、各班ごとに、毎朝、総括リーダーより、指示させていただきます。

なお、獣医師の方については、発生農場以外で疫学調査や病鑑をお願いすることもありますので御了承ください。

○現地での作業につきましては、皆様方のほか、他県の県職員、関係団体の職員等がいます。円滑な作業にご協力いただくようお願いいたします。

○なお、作業場所によっては、作業時間が長くなることが予想されます。防疫作業の趣旨をご理解の上、あらかじめご了承ください。

3. 宿泊

青森県が手配します。（青森県庁にて受付後、御案内させていただきます）。宿泊費は、手配したホテルをチェックアウトする最終日に各自ご精算ください。

なお、ホテルによっては前払いもありますので、あらかじめご了承ください。また、派遣元の庶務担当者にこの旨ご伝達ください。

4. 持参品（日用品等）

○移動用衣類等

【宿泊施設と集合場所との往復時に使用する衣類、下着、靴下、サンダル等】

宿泊所帰所後は毎日洗濯していただきます。着用した移動用衣類等については、お帰りの際には、洗濯後、ホテルを出る前に消毒（消毒液の散布等）するか、廃棄される場合には、送迎用のバスに設置しているナイロン袋を利用して、出発当日の朝に、衣類と履き物とに分別し、バスまでお持ちください。現地で一括して処分します。

#### ○作業用衣類

##### 【発生農場での作業時に使用する下着、靴下】

当日の作業終了時に発生農家（場合によって集合場所）で消毒（消毒液に浸漬）します。廃棄する場合には作業実施日数分お持ちいただくようお願いします。防護服、長靴、手袋、タオル、マスクは現地で用意しています。

※集合場所（体育館）で、ご自身でお持ちいただいた作業用下着および靴下、および現地で用意してある防護服に着替えます。農場作業時に着用していた衣類は、消毒薬に浸漬した後ビニール袋等に密閉し、帰宅後すぐに洗濯してください。タオル等をお持ちになる場合も同様の対応をお願いします。

- 原則として共済組合員証を持参すること。ただし、やむを得ない理由で現地に持参できない場合は、共済組合員資格証明書を発行してもらい持参すること。

#### 5. 防疫作業に従事していただく際の留意事項

発生農場からのウイルスの散逸を防止するため、国留意事項に防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点（別紙2）が定められていますので、事前にご確認ください。なお、現地では更に具体的な指示があると思いますので、的確な対応をお願いいたします。

#### 6. その他

- 農場に持ち込んだ物品はすべて廃棄することになります。腕時計、携帯電話、カメラ等は原則宿泊所で保管してください。なお、現場での作業状況の画像等の記録については、追って県から提供を受けることも可能です。御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。
- 現地での事故に備えた救護用品は用意していますが、各自が常用している薬品に加え、簡単な医薬品等（風邪薬、胃腸薬、目薬など）についてもご持参ください。
- 体調が優れない場合には現地責任者に申し出てください。また、消毒薬が肌に付着することにより、異常が現れた事例等もありますので、薬品の使用や作業に当たって異常を感じた場合は、自分で判断せず、すぐに現地責任者に申し出てください。
- 防護服は、集合場所から発生農場までの往復と発生農場内のみでの使用とし、新しいものを着替え代わりに利用したり、周辺地域やホテルで着用したりすることはご遠慮ください。
- 帰路に着用する衣服については、宿泊先到着時、ビニール袋で密封してホテルで保管し、最終帰路日に開封ご着用ください。また、靴底等を介したウイルスの伝搬を防ぐため、帰途に着用する靴はできる限り現地で着用を避けてください。なお、現地で使用する靴は廃棄することが望ましい（現地ではサンダルを使用する等）ですが、廃棄が困難な場合には、十分に汚れを落とし、消毒※した上でお持ち帰りください。

※靴の消毒方法：ホテルの玄関に備え付けの消毒薬の散布及び消毒マット（靴底）等による消毒。

## 作業内容のイメージ

※現時点でのイメージであり、作業の追加や変更があり得ますので、御承知おきください。

### 1 殺処分に先立つ準備

- ①農場出入口や埋却場所に消毒機設置作業
- ②重機の搬入のための車両等の消毒作業
- ③清浄ゾーンに更衣場所のテント設営作業
- ④農場や埋却場所の「目隠し」設営作業
- ⑤埋却溝への石灰散布、ブルーシート張り作業
- ⑥その他

### 2 家畜の殺処分作業

- ①家きんの捕獲、炭酸ガスの注入
- ②殺処分後の家きんの梱包・搬出

### 3 消毒作業

- ①農場出入口での人・車輛・機材等の消毒作業
- ②殺処分後の家きんの運搬トラックへの搭載作業
- ③運搬トラックに汚染物拡散防止のシートを覆う作業
- ④覆うシートを適当なサイズに切る作業
- ⑤その他

### 4 死体の処理作業

- ①埋却溝への石灰散布作業
- ②焼却施設等における運搬作業
- ③その他

### 5 その他

- ①作業にかかる資材運搬作業
- ②畜舎内外の清掃・消毒作業
- ③体育館（役場）の清掃・消毒作業
- ④移動バスの清掃・消毒作業等

「国留意事項」より抜粋

防疫措置従事者が防疫措置を実施するにあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 入退場時には、防護服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 (略)
- 4 帰庁(宅)後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の家畜に接触しないこと。
- 6 (略)

## 参考 防疫作業従事者の1日の動き

### 1 集合施設(健康診査会場)への集合

防疫作業に従事する人(防疫作業従事者)は、各自又は宿舎、県庁、各地域県民局等の指定された場所から専用バスで健康診査等を実施する集合施設へ移動する。集合施設までの服装は、防護服の下に着用する服装とし、帰宅時に着用する服、着替え、タオル等を持参する。

#### (1) 作業前の健康診査

受け付け終了後、状況に応じて血圧測定、問診等の健康確認を実施する。

#### (2) ミーティング

班毎にスケジュール、作業内容等について説明を受ける。

#### (3) 移動用防護服の着用

係りの指示に従い、キャップ、移動用長靴を着用する。(資料6参照)

必要に応じ、着替え等をビニール袋に入れ発生農場へ持参する。

帰宅時に着用する服についてはビニール袋に入れ受付に預ける。

#### (4) 専用バスによる移動

専用バス等で集合施設から発生農場(仮設テント)へ移動する。

### 2 発生農場への移動

#### (1) 仮設テント(清浄エリア)

発生農場の隣接地には他の地域へウイルスを持ち出さないために仮設テントを設置します。

防疫作業従事者は、仮設テントで防護服の着替え、休憩等を行います。

#### (2) 作業用防護服の着用

集合施設から到着後、仮設テントで作業用防護服(マスク、手袋、ゴーグル、長靴を着用)着用する。

### 3 防疫作業

農場内へ移動し、作業内容、注意事項等について各リーダーから説明を受けた後、グループに分かれて作業を行う。

### 4 休憩等

農場から退出する際には、顔面を除き全身を動力噴霧器で消毒する。特に靴底は入念に消毒する。

消毒後、仮設テントへ戻る前に外側の防護服、マスク、キャップ、手袋を廃棄し、手洗い、洗顔、うがいを行い仮設テント内で休憩する

内側の防護服が汚れた場合は、防護服を着替える。

### 5 集合施設への移動

作業終了後、集合施設へ移動する場合は、仮設テント内で内側の防護服を廃棄し、必要に応じ着替えをし、移動用長靴に履き替え移動する。

#### (1) 作業後の健康診査

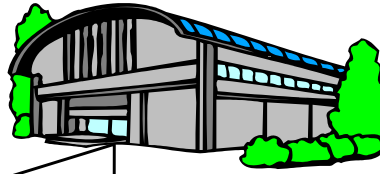
受付後健康診査を実施する。

(2) 帰宅

帰宅時に着用する服に着替え各自又は朝集合した場所まで専用バスで移動する。  
作業時に着用した服はビニール袋に入れ、帰宅後洗濯、消毒を行う。

## 集合施設(作業前)

職場等から



発生農場の  
仮設テントへ

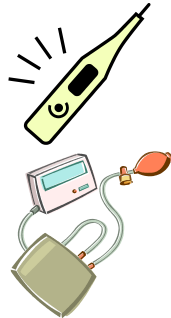


### 集合施設での作業前準備の流れ

受付



健康確認

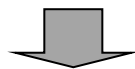


班編成  
ミーティング



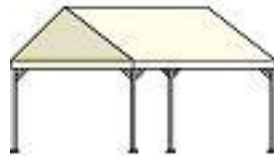
防護服受取・着用

防護服(二重)・キャップ  
移動用履物を着用



## 仮設テント(作業前)

集合場所から



発生農場へ

### 仮設テントでの防護資材着用

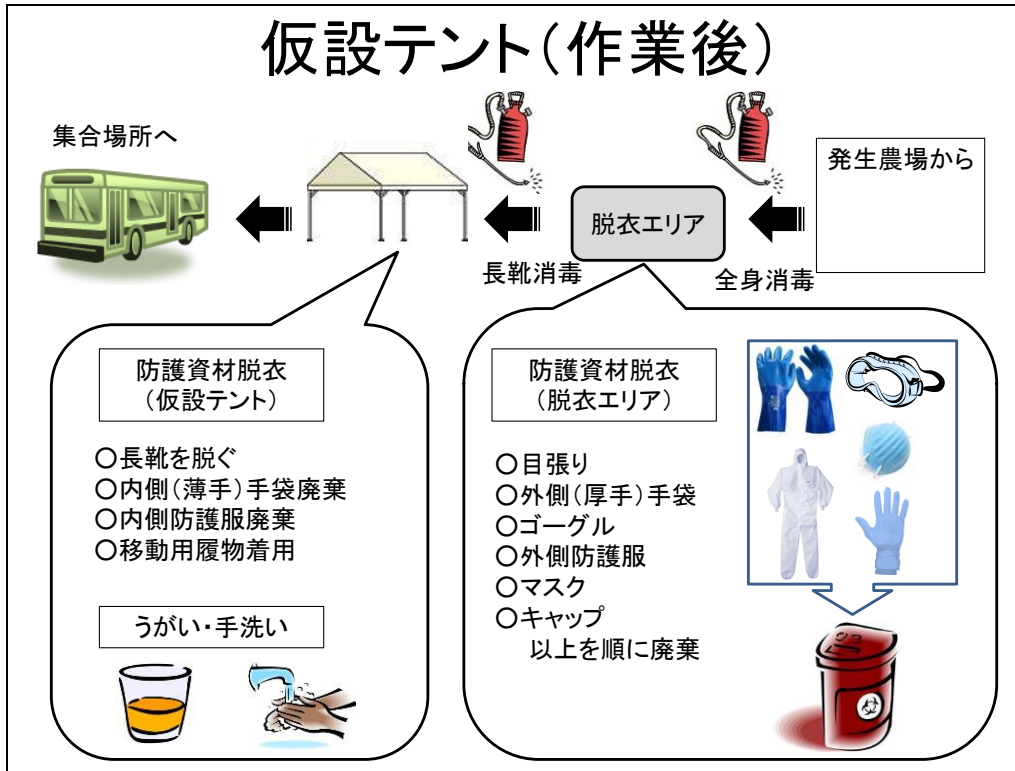
防護資材着用

- マスク
- ゴーグル
- 内側(薄手)手袋
- 外側(厚手)手袋
- 長靴
- 外側手袋の目張り
- 長靴の目張り

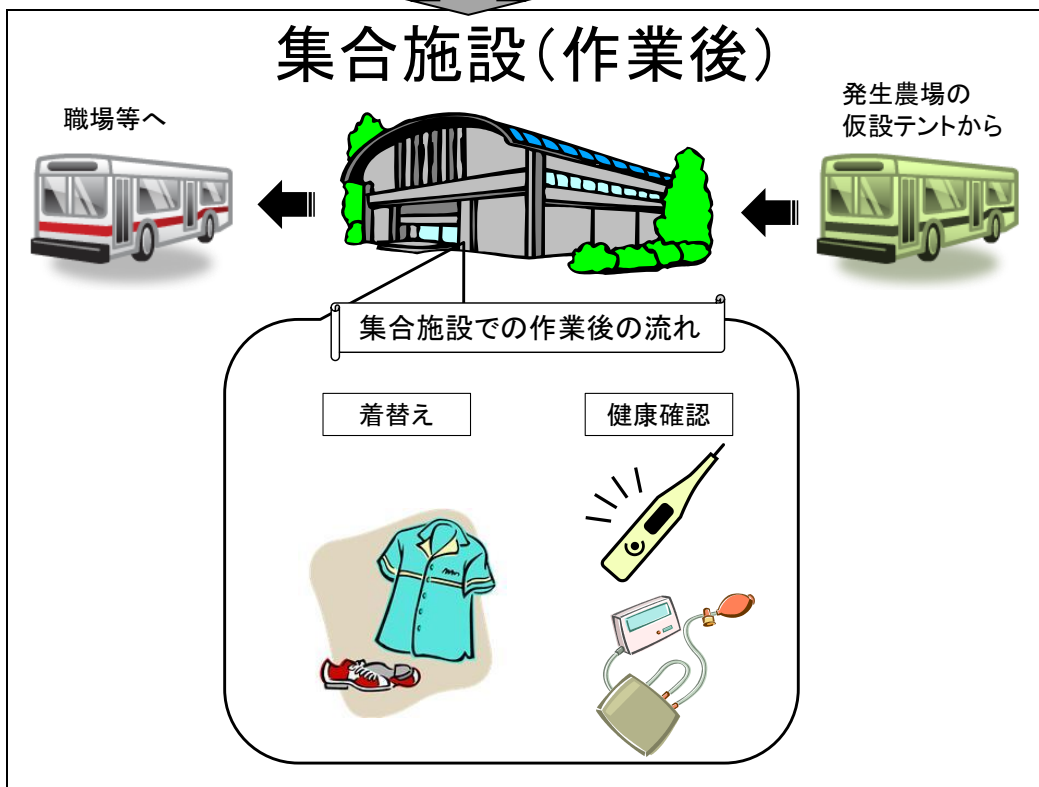




# 仮設テント(作業後)



# 集合施設(作業後)



【参考 県庁到着時配付資料】

〇〇 〇〇様 到着日〇月〇日  
作業場所〇〇市又は〇〇町  
(携帯番号 )

口蹄疫等防疫従事にかかる確認事項について

このたびは、口蹄疫等防疫従事にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、下記のとおり従事に係る確認事項を整理しましたのでご確認ください。

○（殺処分・消毒・補助作業・疫学調査・病性鑑定）をお願いします

<※以下、防疫作業者について>

○宿泊先からの移動について

毎朝〇〇時に〇〇ホテル1階玄関前に集合し、借り上げバスで〇〇町又は〇〇町役場へ移動します。

1 班編成

前日深夜～当日朝に作業場所を知らせるので確認の上、移動用バスに乗ってください。

現地（集合施設）到着後は、左側通行を基本とし一方向に行動してください。

2 健康確認

集合施設到着後、健康確認があります。健康確認受付場所で、必要に応じ血圧測定、検温など所定の検査を行ってください。

3 オリエンテーション

防疫活動の進捗状況を説明後、グループ毎に顔合わせ、サブリーダー、個々の農場について確認します。その後、順次に農場用のバスで移動し防疫活動を実施して頂きます。

なお、作業及び休憩時間は、リーダー、サブリーダーの指示に従い、適宜お取りください。

4 着替え（入場）

現地用消毒済みサンダルを受取り、更衣室で着替えてください。

靴下、下着、Tシャツの上に防護服を2枚着用します。

2枚目の防護服の右胸、背面に所属、名前を大きく書いてください。現地から帰所用に下着等の着替えを持参してください。

農場に設置したテントでの長靴、サンダル履き替えの出入り口は一方になりますので、リーダーの指示に従ってください。

5 休憩

チームリーダーの指示に従い、適宜休憩をお取りください。休憩中に飲み物等を用意します。

6 着替え（退場）

農場を出る際は、全身消毒の上、防護服を脱ぎテントに移動し、手洗い、洗顔、うがい後、着替え、新品の防護服を着用し、現地用サンダルに履き替えバスに乗り込んでください。

(※農場内で使用した衣類は原則として廃棄処分となります。)

酒豪施設に到着後、足を中心に消毒を行います。手洗い、うがい、洗顔ののち更衣室で移動用の衣類に着替えてください。

(※シャワー設置)

着替えの後、使用済み現地用サンダルを消毒用バケツに入れ、宿泊施設行きバスに乗り込んでください。

帰りは順次、宿泊施設を廻ります。

## 7 その他、注意事項

(1) あらかじめ各自で用意されたタオル以外は、農場に持込むことは出来ませんので、財布、腕時計及び携帯電話などの貴重品については、集合施設に預けてください。

(2) 怪我、体調不良の場合は速やかにチームリーダーに申し出てください。

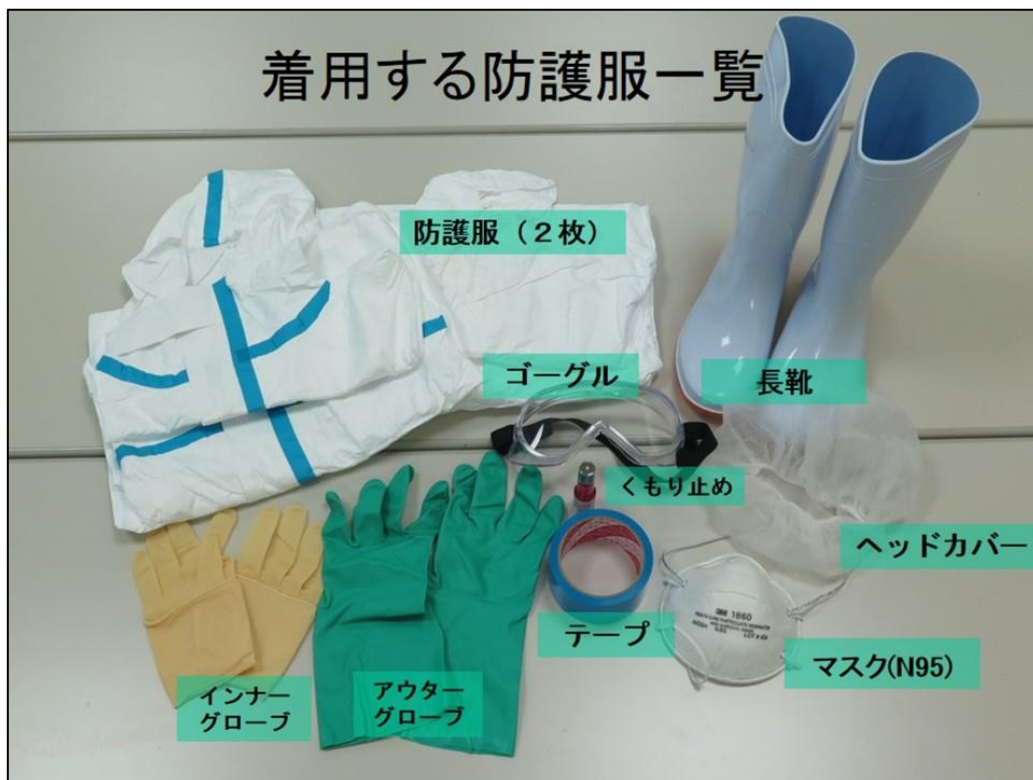
## 【参考資料5 防護服等（PPE）の着脱】

（留意事項）

班長、家畜防疫員等の指示者は、防護服等の上にビブスを着用し、一般動員者と区別ができるようにすること。

## 防護服の着方

- 作業中の感染を防ぐため手順を守って確実に装着する。
- 防護服は2重に着用する。
- 露出部は極力少なくする。
- 袖口などのつなぎ目は、ガムテープ等を使って確実にシールする。



集合施設内

## ① 防護服着用前の準備

作業着は動きやすい服装とし、作業中は暑くなることが予想されるので、着衣量は各自調整する



あらかじめ作業服の裾を靴下で覆うと便利である

集合施設内

## ② 1枚目の防護服を着用する

- ・ 作業着の上に1枚目の防護服を着用し、防護服の帽子はかぶらず背中に垂らしておく
- ・ 防護服は、自分に合ったサイズを選定し、屈伸や挙手により裂けないことを確認する



集合施設内

### ③ 2枚目の防護服にマーキング

2枚目の防護服の背中と胸に、班番号・カタカナの苗字を書く



集合施設内

### ④ 2枚目の防護服を着る

1枚目の防護服の上に2枚目の防護服を着る



なお、寒冷時には2枚目の防護服の上に、3枚目の防護服を重ね着する場合もある

集合施設内

## ⑤ ヘッドカバーをかぶる



髪の毛の長い者はあらかじめゴム等で束ね、ヘッドカバーからはみ出さないようにする

集合施設内

## ⑥ マスクを装着する





集合施設内

## ⑦ 防護服のフードをかぶる



- ① フードをかぶり、ファスナーをしっかりと上まであげる  
② ファスナーカバーがある場合は、口元部分まで貼り付ける

集合施設内

## ⑧ ゴーグルを装着する



- ① 装着前にゴーグルの内面に曇り止めを塗布する  
メガネをかけている場合は、メガネの両面にも曇り止めを塗布する



- ② 緩みや不快感がないよう  
ストラップを調節する



- ③ ゴーグルとフードの縁を  
密着させ、開口部をできる  
だけ少なくする

集合施設内

## ⑨ 手袋を2重につける



① インナーグローブ  
(薄手の手袋)で防護服の  
袖口を上から覆う

② インナーグローブの外側に  
厚手・長丈のアウター手袋  
を装着する

集合施設内

## ⑩ アウターグローブの隙間にシールする



アウターグローブと防護服の隙間を  
塞ぐようにシールする



テープの端は剥がしやす  
いように折り返しておく

集合施設出口

⑪ 移動用長靴などを履き発生農場へ移動



裾口はシールしない



発生農場に着くまでは、ゴーグルやマスクをずらしてもよい

発生農場入口

⑫ 農場用長靴を履き、防護服の裾口をシール



発生農場内

### ⑬ ゴーグルとマスクの装着



ずらしていたゴーグルやマスクを正しい位置にもどし、  
開口部をできるだけ少なくする

発生農場内

### ⑭ 防護服の確認



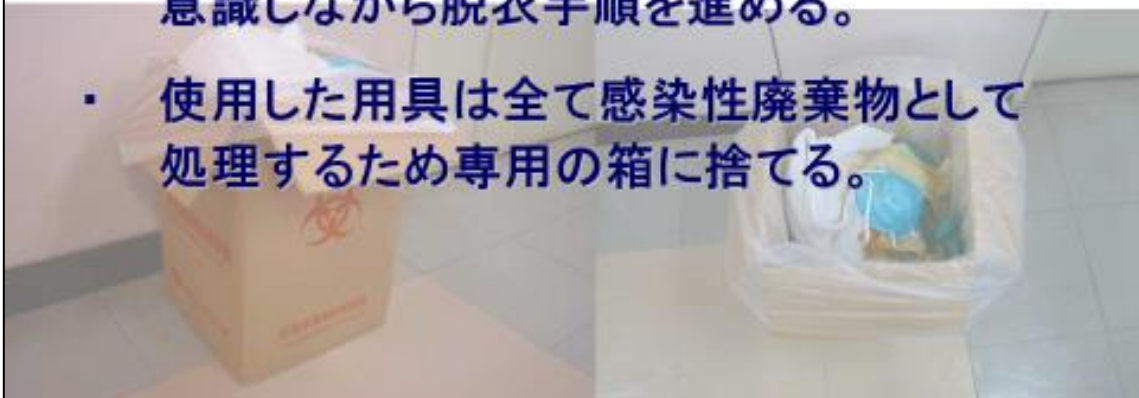
防護服が確実に着用できているか、背中等自分で見えない  
所に破れがないか、他の作業者と互いにチェックする

### ⑮ 作業開始

作業中に防護服が破損した場合、直ちに作業を中断して  
班長の指示を仰ぎ、適切な消毒をした上で、新品と交換する

## 防護服の脱ぎ方

- ・ 自分への感染を防ぎ、汚染を持ち出さないため装着時以上に注意が必要。
- ・ 汚染された部分と清浄な部分を常に意識しながら脱衣手順を進める。
- ・ 使用した用具は全て感染性廃棄物として処理するため専用の箱に捨てる。



発生農場内

### ① 全身を消毒する

噴霧器等を使って全身に消毒薬を噴霧する



発生農場内

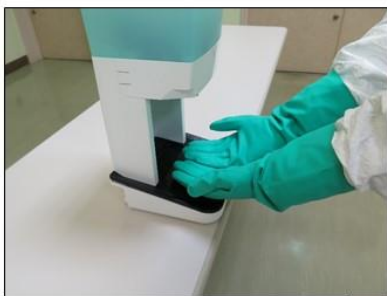
## ② テープを外す

袖口、裾口の順でテープを外す



発生農場内

## ③ アウターグローブを外す



①アウターグローブを消毒する



②先に外す方は外側をつかむ



③後で外す方は内側に手をいれ反転させるように外す

インナーグローブは最後まではめておく

発生農場内

## ④ 手指を消毒する



- ①自動消毒器を使用し、手指を消毒する。自動消毒器がない場合は、補助員に消毒薬を噴霧してもらう
- ②脱衣作業の中では汚染部分に触れた後は、その都度、手指の消毒を行う

発生農場内

## ⑤ ゴーグルを外す



- ①両手でゴーグル本体を持ち前方に引っばる
- ②そのまま上方に持ち上げ後方に移動させて外す  
(汚染部分が顔面に触れないよう注意)

発生農場内

## ⑥ 手指を消毒する



発生農場内

## ⑦ 外側の防護服を脱ぐ





発生農場内

## ⑧ 手指を消毒する



発生農場内

## ⑨ マスクを外す



① 顔面や耳に指が直接触れないように注意しながら、マスク外側の中心部をつまむ

② マスク外側の中心部をつまみ前方に引っぱってマスクを顔から離す  
そのまま上方に持ち上げ、後方に移動させてゴムを外す

発生農場内

## ⑩ ヘッドカバーを外す



・ゴム式の場合は、頭髪に指が直接触れないように注意しながら、外側上部をつまんで取り外す

※紐式の場合は、紐だけを注意深くつまんでほどこき、取り外す

発生農場内

## ⑪ 手指を消毒する



発生農場内

## ⑫ インナー手袋を外す



①先に外す方はグローブの外側だけに触れ、反転させるように外す

②後で外す方はグローブの内側だけに触れ、反転させるように外す

※汚染部分を素手で触らないように注意しながら外す

発生農場内

## ⑬ 消毒等

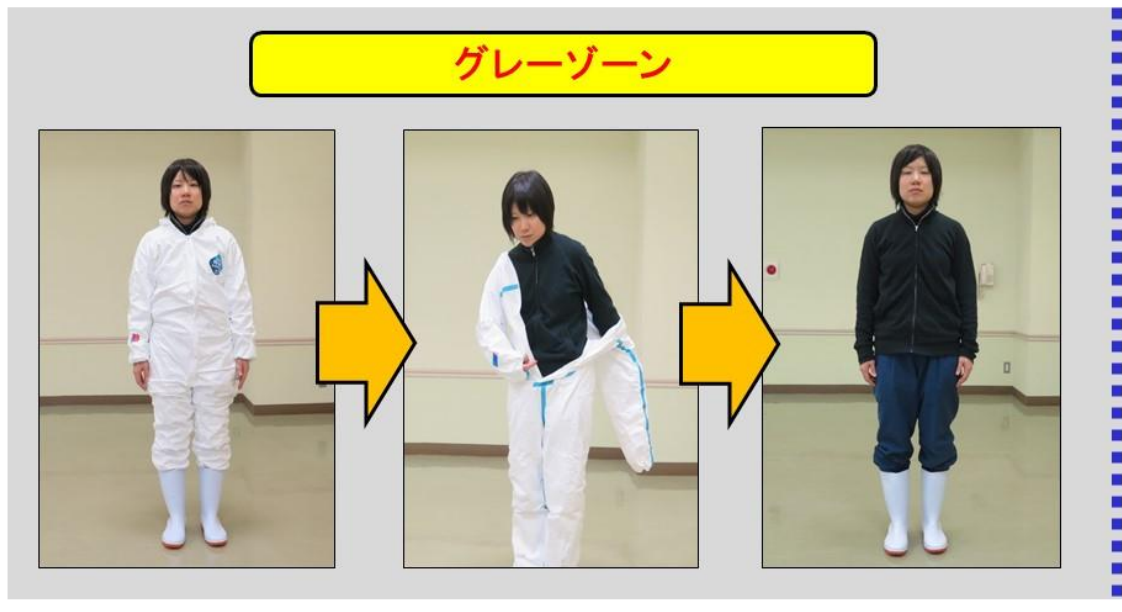


- ・長靴以外の装備を脱いだ後、手指及び手首を入念に消毒する
- ・また、洗顔し、うがい液で口腔内と喉を消毒する

発生農場内

## ⑭ 防護服を脱ぐ

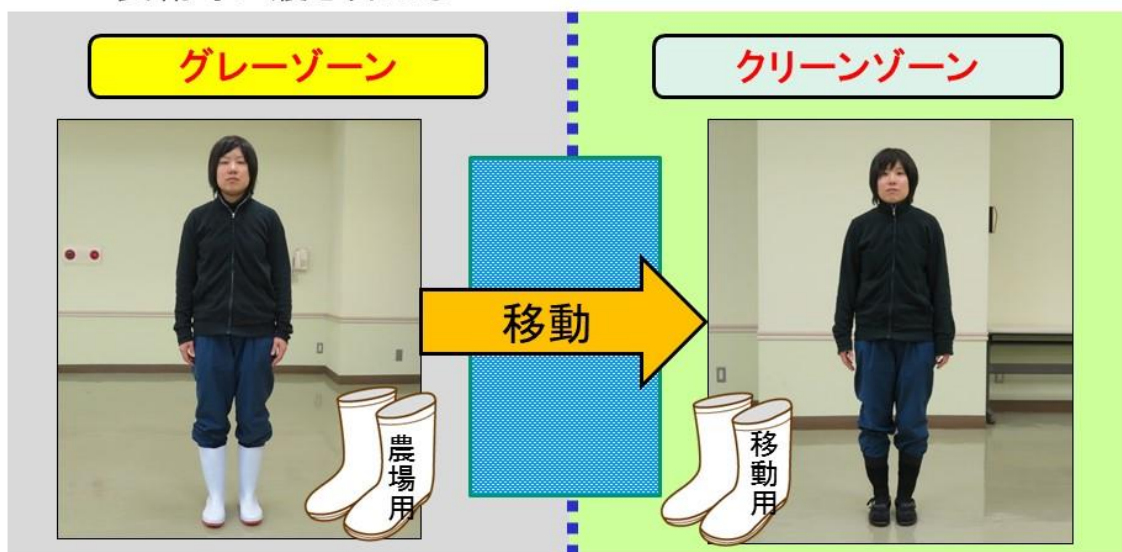
グレーゾーンの指定された場所で防護服を脱ぐ



発生農場内

## ⑮ 長靴を脱ぎ、クリーンゾーンに移動

グレーゾーンで長靴を脱ぎ、ゾーン境界に設置したシートやスノコ等の上を歩いてクリーンゾーンに移動した後、移動用長靴等に履き替える



## ⑩ 集合施設に移動

- ・ バス等により集合施設へ移動する
- ・ 必要に応じて、新たに防護服1枚を着てから移動する



## 参考資料6 集合施設及び現場事務所の設置及び運営

防疫作業に従事する人員（防疫従事者）が防疫作業に必要な事前の準備を行う場所及び健康確認を行う場所として集合施設を設置する。

### 1 集合施設

#### (1) 役割

防疫従事者の集合と受付  
発生農場及への移動の拠点  
防疫従事者の健康確認  
防疫作業に用いる資材の保管と搬送の拠点  
作業日程、注意事項等の伝達  
防護服の着用場所

#### (2) 施設に必要とする条件

作業を行う発生農場から比較的近隣であること。  
多数の人員を収容し、設備や資材等を配置できる施設（体育館、公民館等）を有していること。  
人、物資を輸送する車を置くため十分な広さの場所（駐車場等）があること。

#### (3) 組織体制

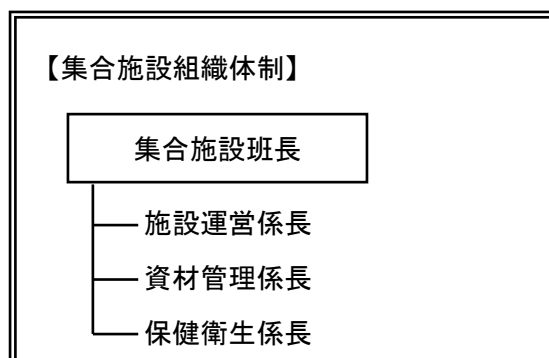
集合施設には責任者として集合施設班長をおき、その下に施設運営係、資材管理係、保健衛生係を配置する。なお、各係には責任者として係長を置き、各係長は、各係の状況等について集合施設班長に報告する。

##### ①集合施設班長

- ア 現地対策本部との連絡調整
- ・ 作業日程の確認
  - ・ 各係の人員、係編制等の確認
  - ・ 資材の過不足への調整
  - ・ 備蓄資材の管理
- イ 当日の作業日程の説明
- ウ 留意事項の説明
- エ 現場事務所との連絡調整

##### ②施設運営係長

- ア 会場の設営等
- ・ 駐車場の確保、車両の誘導や整理
  - ・ 受付場所、防疫資材の配布場所、更衣室、集合場所、説明場所、移動用履物の交換場所、手荷物預け場所、専用バス等への乗り込み場所等の設置
  - ・ 必要に応じシャワーを設置



- イ 防疫従事者の受付、誘導
- ウ 防疫従事者の防護服等の着衣補助

③資材管理係長

- ア 集合施設で着用する防護服、移動用の履物等、現場事務所へ持参する資材の準備、配布
- イ 資材の管理
- ウ 飲食等の配布

④保健衛生班長

- 健康確認会場の設営
- 防疫従事者の作業前・作業後の健康確認

(4) 移動前の準備

①集合施設への集合

- 防疫従事者は、対策本部が用意した専用バス等を利用して集合する。
- また、防護服の下に着用する服装で集合し、着替え、タオル等を持参すること。

②受付

- 氏名、所属、人数を確認する。

③作業前の健康確認

- 必要に応じて血圧測定などの健康確認を実施する。

④作業前の説明

- 集合施設班長から、防護服の着脱方法、バイオセキュリティを確保するための動線、担当する具体的内容、留意事項等について説明を受ける。

⑤防護服等の着衣

- 防疫従事者は防護服等の配布を受け、施設運営係の補助により防護服等を着衣する。

⑥防疫従事者の移動

- 準備の整った作業者は、現地対策本部が確保した移動手段により、集合施設から現場事務所まで移動する

防疫従事者は自宅から発生農場に直行せずに所定の集合施設に集まること。

- 貴重品等私物は集合施設内の所定の預け場所に置いていくこととし、預け場所は鍵付きの部屋を活用する等に対応する。

(5) 作業終了後

①集合施設班長

- ア 現地対策本部との連絡調整
  - ・ 人員の確認
  - ・ 事故等発生の有無の確認
  - ・ 着替え、消毒の方法等の指示
  - ・ 作業終了の報告、翌日の日程調整
  - ・ 翌日の予定確認
  - ・ 作業進行状況の報告

- ・ 資材等の確認と不足分の補充
- ・ 作業上の問題点の検討
- イ 翌日の作業日程及び留意事項の説明
  - ・ 防疫従事者に翌日の作業日程を説明
  - ・ 帰宅後の留意事項を説明

②施設運営係長

- ア 受付で防疫作業従事者を確認
- イ 貴重品等私物の預かり品を返還

③資材管理係長

- ア 翌日配布分の防疫資材の準備
- イ 資材在庫の確認と不足分の補充
- ウ 防疫従事者に食料等の配布

④保健衛生係長

- ア 作業後の健康確認
- イ 防疫従事者への帰任後の留意事項説明
  - ・ メンタルヘルスに関する相談窓口を説明
- ウ 傷病、体調不良への対応

(6) 帰任後の留意事項

防疫作業終了後7日間は、家畜との接触を避けること。

(7) 健康及び安全の確保

集合施設に到着した時点で体調がすぐれない場合、躊躇することなく、現地責任者に申し出ること。  
無理は禁物であること。

(8) 集合施設における必要資材の一例

チェック欄	品名	規格	必要量	調達先	備考
<input type="checkbox"/>	机		10	集合場所等	
<input type="checkbox"/>	パイプ椅子		30	集合場所等	
<input type="checkbox"/>	体温計(非接触式体温計・電子体温計)		各5	保健総室	
<input type="checkbox"/>	血圧計		5	備蓄	
<input type="checkbox"/>	チェック表等		動員数	保健総室	
<input type="checkbox"/>	ボールペン		20	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ホワイトボード	180cm×90cm	2	集合場所等	
<input type="checkbox"/>	着替用ついで		10	レンタル	
<input type="checkbox"/>	セパレート(診察用ついで)		3	集合場所、レンタル等	



<input type="checkbox"/>	移動用履物		動員数	備蓄・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ビニール袋	45L(20枚/袋)	5	ホームセンター等	貴重品、着替え入れ
<input type="checkbox"/>	ゴミ袋	90L(10枚/袋)	10	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペール	90L	7	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	アルコール消毒器	500ml	10	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	薬用石鹸	ハンドソープ 250ml	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	うがい薬	ポピドンヨード液	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	紙コップ		動員数×2	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル	50枚 X24束 (1箱)	2	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	ブルーシート	10X10m	2	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	筆記用具 (マジック)		10	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	動力噴霧機一式		2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	発電機付き投光機		2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ガソリントank	20L	2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ガソリン			燃料取扱業者	
<input type="checkbox"/>	踏込消毒槽		出入口 X2	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	消毒マット		4	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	消毒薬(パコマ)	18L	1	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	消毒薬(クレンテ)	1箱	1	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	簡易シャワー	給湯器付き	20	レンタル	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	ストーブ又は送風機		10	ホームセンター等 又はレンタル	
<input type="checkbox"/>	灯油			燃料取扱業者	
<input type="checkbox"/>	バス(送迎用)	大型(50人)	5	バス会社	
<input type="checkbox"/>	バス(現場用)	中型(30人)	4	バス会社	
<input type="checkbox"/>	防護服	M,L,LL	動員数×2	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	飲料水	500ml ペットボトル	動員数×2	ホームセンター等	タミフル内服用を含む
<input type="checkbox"/>	軽食	パン、おにぎり等	動員数	仕出し店等	
<input type="checkbox"/>	拡声器		1	備蓄	

## 2 現場事務所

発生農場における防疫措置の活動拠点として、「現地対策本部との連絡調整」、「防疫資材の保管」「防護服等の脱衣場所」等の役割を担う。

原則として、発生農場の敷地内に農場既存の施設やコンテナハウス、テント等を活用して設置する。発生農場の防疫措置を円滑に進めるため、防疫従事者への支援・補助を行う。

### (1) 役割

現地対策本部との連絡調整の拠点、防疫従事者への指示を行う班長等の詰所  
うがい・手洗い、休憩場所、トイレ等の設営場所  
発生農場を退出時の消毒、防護服等の脱衣の場所

### (2) 設置の条件

場所が発生農場に近く、可能であれば隣接地が望ましい。なお、隣接地十分な敷地を確保できない場合には、事前に防疫計画において、現場事務所を設置場所等を想定しておくこと。

防護服等を脱ぐ場所や仮設トイレは、防疫従事者の男女数を確認して十分なスペースや数を用意すること。

クリーンゾーンとグレーゾーンを区分し、クリーンゾーンへの退出時には必ず消毒と防護服等の脱衣を行うこと。

### (3) 組織体制

#### ①現場事務所班長

ア 現地対策本部等との連絡調整

- ・情報伝達係を介して、現地対策本部及び発生農場との連絡調整を行う

イ 防疫作業に必要な機材、資材等の確認

- ・重機操作人員の配置の確認
- ・機材、資材の配置等の確認

ウ 農場外への病原体拡散防止のための消毒等の指示

- ・作業終了後の防護服等の脱衣、消毒等の指示
- ・グレーゾーンとクリーンゾーンの区分け

エ 事故等問題発生時の対応

- ・事故等が発生した場合の連絡先の確認

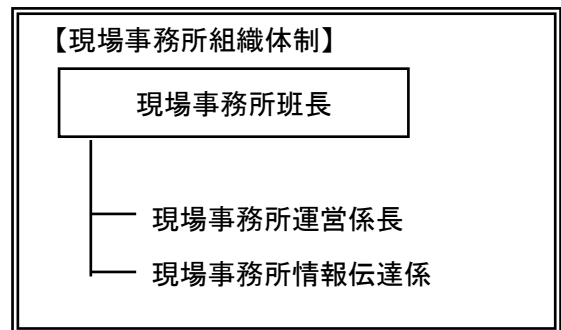
#### ②現場事務所運営係

ア 会場の設営

- ・テント等を利用して着替え場所、脱衣場所、消毒場所、うがい・手洗い場所、休憩場所等を設置

イ 防疫資材の配布、回収

- ・防疫従事者に作業用資材を配布
- ・作業終了後に使用済み資材の回収、廃棄



#### ウ 資材の管理

- ・資材在庫の数量確認、不足資材の補充、資材の保管

#### エ 防疫従事者への対応

- ・防疫従事者の受付、防護服等の脱衣補助、防疫従事者の消毒
- ・体調不良、傷病者等への対応

### ③現場事務所情報伝達係

現場事務所班長からの指示により、現地対策本部及び発生農場との連絡・調整を行う。

#### ア 現地対策本部との連絡・調整

- ・現場事務所班長からの指示を現地対策本部に伝達
- ・現地対策本部からの指示を現場事務所班長に伝達

#### イ 発生農場との連絡・調整

- ・発生農場班長から作業進捗状況、作業内容等を確認し、現場事務所班長に伝達
- ・現地対策本部又は現場事務所班長からの指示を発生農場班長に伝達

## (4) 作業前の準備

現場事務所運営係のうち、グレーゾーン手前において防疫従事者の消毒を担当する係員は、防疫従事者と同じ防疫資材を装着して作業に当たる。なお、グレーゾーンにおいて防疫従事者の脱衣補助等を担当する係員は、防護服1枚、簡易マスク、手袋を装着する。

また、防疫従事者が担当者を視認できるよう、現場事務所担当者は青色のビブスを着用する。

## (5) 作業前の準備

### ①防疫従事者の受付

専用バス等で到着した防疫従事者を誘導し、人数の確認等を行う。

### ②作業内容確認

農場へ入り作業を開始する前に、当日の作業内容や注意事項について確認

### ③作業場所へ移動

- ・殺処分場所等の作業場所へ移動
- ・適宜、時間を確保して所定の場所で休憩

### ④作業終了後

- ・農場出口で防護服の上から全身を消毒し、グレーゾーンへ移動
- ・手袋、マスク、ゴーグル、外側の防護服を脱ぎ、所定の容器に廃棄後、うがい、手洗い、手指の消毒等を実施
- ・内側の防護服と長靴を脱いだ後、クリーンゾーンへ移動し、移動用履物に履き替える。

### ⑤集合場所へ移動

- ・必要に応じて新たに移動用防護服を着用し、移動用バスで集合施設へ移動

## (6) 現場事務所における必要資材の一例

チェック欄	品名	規格	必要数	業者	備考
<input type="checkbox"/>	仮設コンテナハウス	4.6×4×2.5m	3	レンタル	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	大型テント	60人収容	2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ビニールシート	10X10m	1	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	簡易トイレ		4	レンタル	
<input type="checkbox"/>	手洗い器(ペダル式)		4	レンタル	
<input type="checkbox"/>	簡易流し台	幅 120cm	4	レンタル	
<input type="checkbox"/>	机	180cm×50cm	5	レンタル	
<input type="checkbox"/>	パイプ椅子		50	レンタル	
<input type="checkbox"/>	踏込消毒槽		4	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	消毒薬(パコマ)	18L	1	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	消石灰	20kg		医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	不凍液		1	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	雨カッパ	M,L,LL	4	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	タオル		動員数	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル	50枚 X24束(1箱)	2	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	軍手		動員数	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ガムテープ		動員数	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	厚手ビニール手袋	S、M、L	動員数	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	ビニール袋	90L	動員数	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	フレコンバッグ0.5t	1日2枚	6	医療機器業者	汚染物品量 により算出
<input type="checkbox"/>	ラッカースプレー		10		
<input type="checkbox"/>	マジック		20		
<input type="checkbox"/>	バケツ	15L	10	産廃業者	
<input type="checkbox"/>	薬用石鹸	ハンドソープ 250ml	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	うがい薬	ポピドンヨード液	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	速乾性消毒薬	オスバン等	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	救急箱セット		1	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	携帯電話		2	電話会社	
<input type="checkbox"/>	動力噴霧機セット		2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ガソリンタンク	20L	2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ガソリン			燃料取扱業者	
<input type="checkbox"/>	手動噴霧機		10	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	水	20L 活栓付きタンク	10	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペットボトル飲料	500ml	動員数 X3	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	アイスボックス	150L	2	レンタル	夏季限定
<input type="checkbox"/>	氷				

<input type="checkbox"/>	投光器	夜間作業用	4	レンタル	
<input type="checkbox"/>	通行規制用ポール		5	備蓄	
<input type="checkbox"/>	通行規制用コーン		10	備蓄	
<input type="checkbox"/>	ストーブ(灯油缶含む) 又は送風機		10	レンタル・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	灯油			燃料取扱業者	
<input type="checkbox"/>	発電機	夜間作業用	2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	防護服	M、L、LL	動員数	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	ゴーグル		動員数	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	使い捨て帽子		動員数	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	防塵マスク	20 個入り	動員数	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	ゴム手袋	S、M、L	動員数	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	ゴム長靴		動員数	医療機器業者・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	拡声器		1	備蓄	
<input type="checkbox"/>	時計		1	備蓄	
<input type="checkbox"/>	ホワイトボード		1	備蓄	
<input type="checkbox"/>	携帯電話充電器	乾電池式	3	備蓄	
<input type="checkbox"/>	トランシーバー		3	備蓄	
<input type="checkbox"/>	ビブス	ファスナー式	50	備蓄	

(7) その他

- ・防疫従事者に対し、定期的に経過時間や作業進捗状況等を知らせる。
- ・防疫従事者への説明や指示は、拡声器を用いて複数回行う。

## <参考事項>

### 1 防疫従事者の健康確認

- (1) 作業開始前に、集合施設の受付において、健康状態を自己申告するとともに血圧の測定など健康確認を行う。その際には熱中症など作業上の健康に関する注意点についての資料を配布する。
- (2) 防疫作業後には、ケガや具合の悪い動員者は申出るよう促し、必要に応じて保健師に相談する。
- (3) まん延防止の観点から、防疫従事者に対して、原則7日間は発生農場以外で家畜に接触しないよう説明すること。

### 2 作業中の事故予防対策

- (1) 防疫従事者は、消毒薬等によるやけど等の危険性があるため、防護服、手袋、マスク、ゴーグルは正しく着用すること。
- (2) マスク（N95 規格）は確実に装着すること。鼻部の金具を自身の鼻の形にあわせ、横から空気が漏れないようしっかりと密着させる。
- (3) 汚染した防護具を脱ぐ時には、外部への病原体持ち出しを防ぐため、着脱補助要員の指導を受けながら脱ぐこと。事前に防疫演習などで、汚染部位を直接素手や素肌に触れさせずに脱衣する手順を習得しておく。

### 3 作業中の留意事項

- (1) 熱中症及び脱水症を起こさないように、班長は定期的に休憩時間を作り、防疫従事者へ水分補給（スポーツドリンク等）を促すこと。
- (2) 体調悪化や負傷した場合は、すぐに現場事務所運営係へ申告させること。
- (3) 防護服が破れるなど不備が生じた場合は、現場事務所運営係に申告し、新しい防護服に着替えること。
- (4) 防疫作業に使用する消石灰、炭酸ソーダなどは、水分に触れると強アルカリ性となり、皮膚や粘膜に障害を起こすため、肌や眼などには触れないように注意して取り扱うよう説明すること。
- (5) 消毒薬が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗わせること。
- (6) 消毒薬が皮膚に付着した場合は、グレーゾーンに戻って服を脱ぎ、皮膚を流水と石けん等でよく洗わせること。
- (7) 消毒薬を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動して休憩させること。
- (8) 消毒薬を誤って飲み込んだ場合は、応急処置としてきれいな水で口をすすがせること。
- (9) 応急処置後は現場事務所班長の指示に従い、必要な場合は医療機関を受診させること。

### 4 バイオセキュリティと作業者の安全を確保するために遵守すべき事項

#### (1) 基本的な留意事項

- ・ 汚染エリアには、病原体が濃密に存在している可能性があるため、防疫従事者を介して外部へ病原体が拡散することを防ぐ必要がある。そのため、作業者は作業動線、汚染エリア及び清浄エリアが設定されていることを理解し、清浄エリアへの退出は原則として作業の終了後のみとし、退出時には必ず消毒・更衣を行う。

#### (2) 持参品

- ・防護服、長靴などの防疫作業に必要な物品は、集合施設等に用意してあるため、通常は持ち込む必要はない。
- ・集合施設へは防護服の下に着用する服装で集合すること。
- ・作業終了後に更衣する着替えと洗顔用のタオルを持参する。
- ・作業時に着用していた衣類はビニール袋に入れて持ち帰り、帰宅後に洗濯すること。
- ・農場へ持ち込む物は最小限とする。持ち帰る物については十分に洗浄、消毒する必要があることから、腕時計、携帯電話、カメラ等は持込みを禁止する。
- ・携帯電話等をどうしても持ち込む必要がある場合は、ビニール袋に入れ、退出時に消毒できるようにする。

### (3) 作業終了後の留意事項

- ・作業終了後には、所定の場所で全身を噴霧消毒する。
- ・所定の場所でゴーグル、マスク、手袋、長靴、防護服等を脱ぎ、手洗い、うがいをする。
- ・帰宅用の服に更衣し、帰宅後は入浴するとともに、農場内で着用していた衣服を洗濯すること。入浴の際は鼻や耳の穴も含めて全身を入念に洗うこと。その際、眼鏡等の身につけている物もよく洗浄すること。
- ・集合施設退場後は速やかに帰宅し、入浴すること。着用した衣服は速やかに洗濯すること。
- ・当日は十分に睡眠をとり身体を休めること。作業終了後、気分がすぐれない、眠れないなどの症状がある場合は、遠慮なく保健所職員等に相談すること。
- ・防疫従事者は、メンタルヘルスには十分注意し、不安がある場合には速やかに相談すること。

## 参考資料7 消毒ポイントの運営

### 1 基本方針

発生農場からの病原体の拡散を防止するため、発生農場周辺において緊急的に消毒を行う「緊急消毒ポイント」と、移動及び搬出制限区域境界付近で区域の外側へ移動する車両に重点を置いて消毒を行う「制限区域消毒ポイント」を設置する。

県対策本部では畜産課、現地対策本部では地域農林水産部農業普及振興室が中心となり、県民局職員、警察署、市町村、関係団体等が協力して運営する。

設置場所は、地域農林水産部が予め農場ごとの防疫計画に盛り込むものとする。

#### (1) 設置

##### ア 緊急消毒ポイント

おおむね発生農場から 1km 以内

簡易検査の陽性確認後、準備が整い次第直ちに消毒を開始する。

なお、終了時期については、国と協議の上、決定する。

##### イ 制限区域消毒ポイント

原則として移動及び搬出制限区域境界付近の幹線道

患畜又は疑似患畜決定後から移動及び搬出制限解除まで実施する。

##### ウ 設置基準

家保は、地域農林水産部及び警察署と協力し、次に掲げる基準に準じ設置場所を決定する。

(ア) 移動制限区域境界で 2~3 か所、搬出制限区域境界で 3~4 か所を目安に家きん用飼料運搬車両等の主要経路を考慮して設置することとし、箇所数については交通量、幹線道路の配置等を考慮して効率的な配置を行う。対象車両は迂回する等により確実に消毒ポイントを通過するものとする。

(イ) 大型車両引き込み可能で、他の通行に影響を及ぼさず、アスファルト等で舗装され、排水に支障のない広いスペースがあること。

(ウ) 動力噴霧器の騒音の影響がないこと。

(エ) 使用可能な水源があること（無い場合は給水車等で対応）。

(オ) 緊急消毒ポイントは、農場出入口の消毒ポイントとの重複を妨げない。

(カ) 高速道路のインターチェンジが制限区域内の場合は消毒ポイントを設置することとし、高速道路の入口側に設置する。

##### エ 設置手続

地域農林水産部農業普及振興室は、道路使用許可については管轄する警察署と、道路占用許可については国土交通省青森河川国道事務所（国道 4 号、7 号、45 号等）又は地域県民局地域整備部（3 桁国道、県道等）と調整し、必要な手続を行う。

防疫計画策定時に地権者からの承諾を得ていない場合は、当該市町村等の協力を得て承諾を得る。

#### (2) 対象車両

##### ア 緊急消毒ポイント

(ア) 対象は一般車両を含めた全ての車両とし、一般車両はタイヤを中心とした消毒を行う。

(イ) 畜産関係車両（家きん用飼料輸送車、家きん輸送車、家きん飼養者、家きん由来堆肥等輸送車、家畜診療車、畜産関係資材等輸送車、動物用医薬品販売業者等の業務用車両な



ど)については、動力噴霧機等により車両全体を十分に消毒する。

(ウ) 緊急消毒ポイントでは、出入り双方向に向かう車両を消毒するものとする。また、農場出入口の消毒ポイントとの重複を妨げない。

#### イ 制限区域消毒ポイント

(ア) 対象は畜産関係車両とし、動力噴霧機等により車両全体を消毒する。なお、感染状況等を勘案し、必要に応じて緊急消毒ポイントと同様に全ての車両の消毒を行う。

(イ) 制限区域消毒ポイントは、制限区域から出る方向のみ消毒するものとする。

### (3) 車両の誘導

消毒ポイントが設置されており、対象車両は全て消毒を受けなければならない旨を記載した看板を消毒ポイント手前に設置して注意を促し、対象車両を順次消毒ポイントに誘導する。

## 2 設置準備

消毒ポイント連絡係を責任者として、地域県民局職員、市町村、警察署等が役割分担し実施する。

### (1) 消毒ポイント連絡係

消毒ポイントの設置・運営、各関係機関との連絡調整等を統括する。

ア 設置案に基づき消毒ポイントの設置場所を決定する。

イ 県対策本部及び市町村対策本部との連絡調整を行う。

ウ 市町村及び関係団体等の協力の下、消毒ポイントの人員確保、作業者の集合場所と移動手段の確保、班編成を行う。

エ 県対策本部と連携して、資材、水の確保を行う。必要に応じ、給水車等について市町村等に協力を依頼して確保を図る。

### (2) 消毒ポイント運営班

ア 各消毒ポイントを設営、運営する。

イ 消毒ポイント運営班長は消毒ポイントを巡回し、状況を確認する。

ウ 消毒ポイント運営班長は各消毒ポイントにおける資材等の不足を取りまとめ、消毒ポイント連絡係を通して確保する。

## 3 消毒ポイント設置等の留意点

(1) 消毒作業は、関係者の理解と協力の下に実施することを念頭において、車両の消毒を実施する。

(2) 必ず地権者の了解をとり、必要であれば賃貸借契約を締結する。

(3) 交通安全対策等について管轄警察署と連携を図り、指導を仰ぐ。

(4) 消毒作業による騒音や、消毒薬の散逸等、周辺地域への影響が考えられることから、市町村と連携し住民の理解を得るよう努める。

(5) 消毒ポイントは原則として24時間体制で運営するが、関係車両の通過状況等を勘案し、関係者との協議の上でポイントごとに運営時間の短縮ができるものとする。

(6) 消毒ポイントの設置場所、対象車両、運営時間等は県対策本部が周知することとし、特に畜産関係車両や防疫関係車両については、必ず消毒ポイントを通行するよう各関係団体に周知する。

## 4 消毒ポイント運營業務委託

### (1) 緊急消毒業務に関する委託

#### ア 委託契約の締結

地域農林水産部は、消毒ポイントの運營業務の全部又は一部を委託する必要が認められた場合は、「家畜伝染病発生時等における緊急消毒業務に関する協定書（以下「緊急消毒協定書」という。）」（平成24年3月28日締結）に基づき、青森県ペストコントロール協会（以下「ペストコントロール協会」という。）に緊急消毒業務への協力を要請するよう、畜産課に依頼する。

イ 畜産課は、ペストコントロール協会に緊急消毒業務への協力を要請し、緊急消毒協定書に基づき、消毒ポイントの運營業務委託についてペストコントロール協会と委託契約を締結する。

ウ 地域農林水産部は、緊急消毒協定書及び契約書に基づき、適切に消毒業務が実施されるよう、協会を指導・監督する。

### (2) 交通誘導警備業務などに関する委託

#### ア 委託契約の締結

地域農林水産部は、消毒ポイントの運營業務の全部又は一部を委託する必要が認められた場合は、「家畜伝染病発生時等における交通誘導警備業務等に関する協定書（以下「交通誘導協定書」という。）」（平成25年10月1日締結）に基づき、青森県警備業協会（以下「警備業協会」という。）に緊急消毒業務への協力を要請するよう、畜産課に依頼する。

イ 畜産課は、警備業協会に緊急消毒業務への協力を要請し、交通誘導協定書に基づき、消毒ポイントの運營業務委託について協会と委託契約を締結する。

ウ 地域農林水産部は、交通誘導協定書及び契約書に基づき適切に消毒業務が実施されるよう、協会を指導・監督する。

## 5 作業時の班編成

班編成は地域県民局職員、警察署又は警備業協会員、応援依頼により確保された市町村職員、関係団体職員等により構成する。基本的には24時間の監視となるため、作業に携わる人の健康管理に留意し、無理のない人員配置を行う（原則、8時間×3交代）。

消毒係2名、調査・記録係2名、誘導係1名（警察署又は警備業協会員）の5名前後で1班を編成し、消毒業務責任者を1名決める。

## 6 資材の準備

作業開始前に必要な量の資材・水があるか確認し、資材や水が足りない場合は消毒ポイント連絡係に連絡して準備する。

※使用する消毒薬は、原則として塩素系、逆性石けん液等の病原体に効果があり、かつ車体が腐食しにくい消毒薬を使用するものとするが、冬期間等、消毒液の散布により路面凍結を起こすおそれのある場合には、事故等の原因となる可能性があるため、タイヤ周りへの消石灰粉末（食紅等で着色する）の散布や、凍結防止資材を添加した水で消毒薬を希釈して、車両用消毒マットに散布する等の方法を検討する。

#### 【使用する消毒薬例】

高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、アフリカ豚コレラ：逆性石けん  
口蹄疫：4%炭酸ナトリウム

## 7 作業手順

(1) 消毒ポイントに集合し、作業手順、役割分担等の確認を行う。

(2) 消毒作業実施者は、適宜、防護服、合羽、ゴーグル、マスク等を着用する。

### (3) 消毒作業手順

- ア 参考1のとおり大型車両も十分に通行できるように必要な機材を配置する。
- イ 誘導係は車両を公道から消毒ポイントに引き込む。一般車両の引き込みは、原則、緊急消毒ポイントのみとする。
- ウ 調査・記録係は、車両を停車位置に誘導して、防疫のために車両消毒を実施していることを説明し、消毒への協力を求める。また、移動・搬出制限に関係することが疑われる車両については積荷を確認し、制限対象の物品等が積載されていた場合は区域外に移出できないことを説明する。
- エ 消毒係は、動力噴霧機等により荷台を含め車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって、消毒の死角がないよう留意する。また、消毒用アルコールを入れたスプレー等により、運転席の清拭を行うとともに、踏込消毒槽に入れた消毒薬により、運転手の靴底消毒を徹底する。
- オ 調査・記録係は、畜産関係車両について車両消毒台帳（参考2）に記録し、畜産関係車両が携帯している車両消毒確認書（参考3）に署名をする。
- カ 誘導に従わずそのまま通過した対象車両については、誘導係が車両ナンバーを確認し、消毒業務責任者を通じて消毒ポイント運営班長に連絡する。消毒ポイント運営班長は、消毒ポイント連絡係にその旨連絡する。

- (4) 消毒ポイント運営班長は毎日16時現在の車両消毒実施報告書（参考4）をファクシミリ等で消毒ポイント連絡係に提出するものとする。消毒ポイント連絡係は、毎日17時までに実績を取りまとめ、県対策本部へ報告する（参考5）。

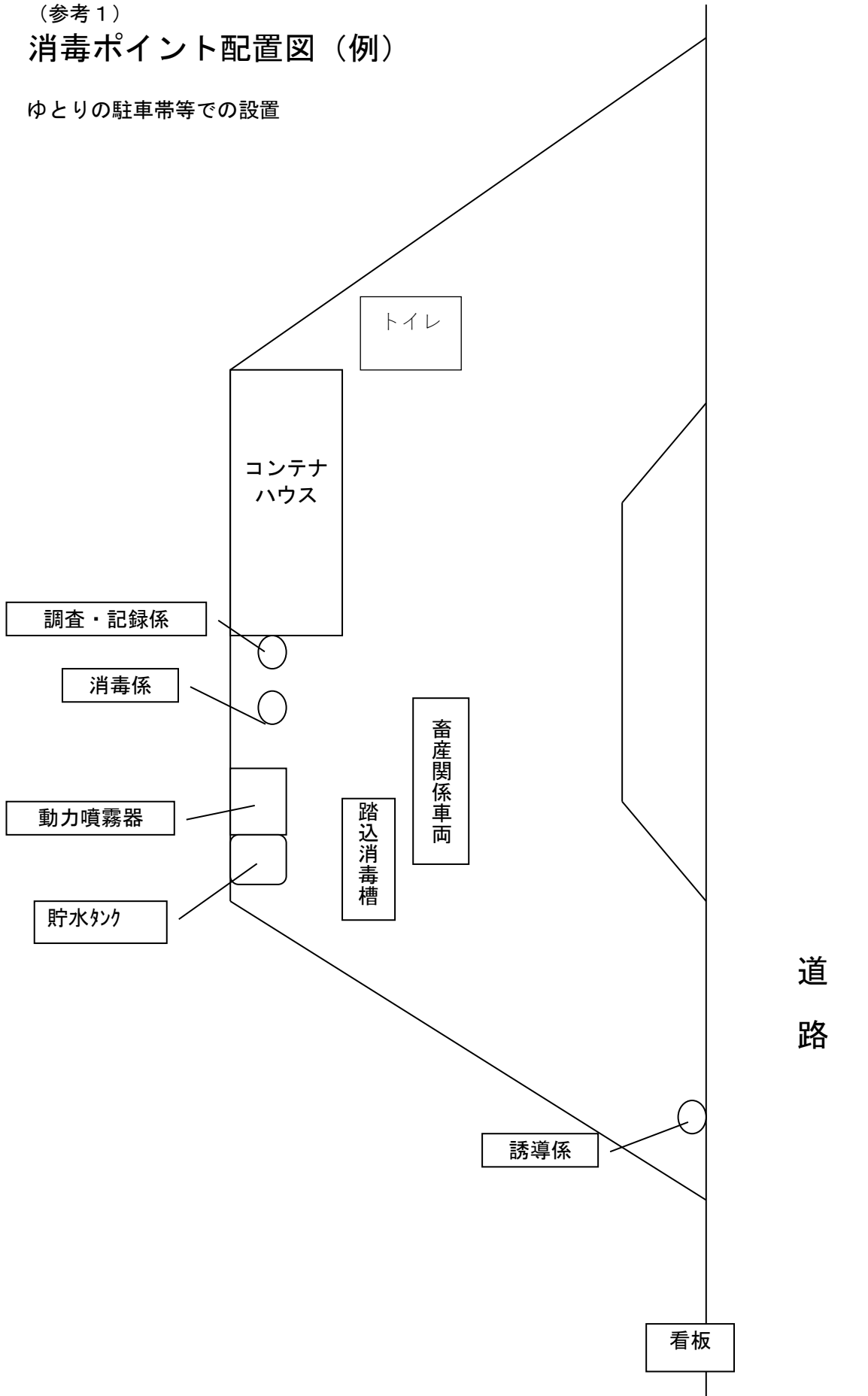
消毒ポイントにおける必要資材の一例（1か所当たり）

チェック欄	品名	規格	必要数	業者	備考
<input type="checkbox"/>	コンテナハウス	4.6×4×2.5m	1	レンタル	
<input type="checkbox"/>	テント	8×6m	1	備蓄・レンタル	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	机	180cm×50cm	1	レンタル	
<input type="checkbox"/>	椅子		5	レンタル	
<input type="checkbox"/>	雨合羽	M,L,LL	9	備蓄・ホームセンター等	1か所各サイズ3着
<input type="checkbox"/>	軍手		1	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	厚手ビニール手袋	S,M,L	1	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペットボトル飲料	500ml	動員数 X3	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	動力噴霧機セット		2	備蓄・レンタル	
<input type="checkbox"/>	ガソリントank	20L	2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ガソリン			燃料取扱業者	
<input type="checkbox"/>	消毒薬(アストップ等)	18L	4	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	消毒用アルコール	500ml	10	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	スプレー		3	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	バケツ	15L	2	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	バルーンライト(発電機付き)	夜間作業用	2	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ミニナイター(2灯式)	夜間作業用	1	レンタル	
<input type="checkbox"/>	軽油			燃料取扱業者	
<input type="checkbox"/>	記録用紙		50	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	筆記用具	一式	2	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	発電機		1	レンタル	
<input type="checkbox"/>	看板		2	備蓄・レンタル	
<input type="checkbox"/>	予告看板		2	備蓄・レンタル	
<input type="checkbox"/>	簡易トイレ		1	レンタル	
<input type="checkbox"/>	ストーブ又は送風機		2	ホームセンター等・レンタル	
<input type="checkbox"/>	懐中電灯		3	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	時計		1	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	車両消毒マット		2	備蓄・医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	誘導灯		5	備蓄・レンタル	
<input type="checkbox"/>	ゴーグル		30	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	防塵マスク	22 個入り	30	医療機器業者	

<input type="checkbox"/>	簡易マスク	50 個入り	30	医療機器業者・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	防護服	S,M,L	50	備蓄	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	ゴム手袋	S,M,L	30	医療機器業者・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ゴム長靴		30	医療機器業者・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	給水車		1	市町村等	
<input type="checkbox"/>	踏込消毒槽		1	備蓄・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル	50 枚 X24 束 (1箱)	5	医療機器業者・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	貯水タンク		1	備蓄・レンタル・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	コンパネ			備蓄・レンタル・ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	連絡用携帯電話		1	レンタル・ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	ハンガー		5	ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	物干しロープ		2	ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	灯油		2	ガソリンスタンド	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	不凍液		1	ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	融雪剤		1	ホームセンター	必要に応じ

(参考1)  
消毒ポイント配置図 (例)

ゆとりの駐車帯等での設置



(参考2)

## 車両消毒確認台帳

○実施年月日：平成 年 月 日

○消毒ポイント名：\_\_\_\_\_

No.	消毒時間	会社名 (車体へ明記されている場合のみ)	車両番号	運転手氏名 (名字、カタカナ可)	目的地	積荷内容
1	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
2	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
3	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
4	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
5	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
6	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
7	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
8	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
9	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )
10	午前・午後 :		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他 ( )

(参考3)

## 車両消毒確認書

○車両番号：青森・八戸・岩手・盛岡・秋田

○会社名

	消毒日時	消毒ポイント名	消毒者サイン
1	平成 年 月 日		
2	平成 年 月 日		
3	平成 年 月 日		
4	平成 年 月 日		
5	平成 年 月 日		
6	平成 年 月 日		
7	平成 年 月 日		
8	平成 年 月 日		
9	平成 年 月 日		
10	平成 年 月 日		





(参考5)

(地域農林水産部畜産主務課から県畜産課へ)

農林水産部畜産課 行  
FAX: 017-734-8144

報告者所属:

氏名:

車両消毒実施報告書2  
( 月 日分)

1 車両消毒実績

消毒ポイント名	車両消毒台数	備考
計		

2 その他特記すべき事項

注: 消毒ポイント設置期間中、毎日17時までに報告すること

## 参考資料 8 埋却等の留意事項

### 1 基本方針

殺処分された家畜の死体について、病原体の散逸防止のため家伝法第21条の規定及び農林水産省通知の口蹄疫防措置疫実施マニュアルに基づき埋却を行う。

また、汚染物品である家畜管理用具、敷料、飼料、排泄物についても、家伝法第23条の規定に基づき埋却を行う。

なお、埋却地の確保や地域住民等への説明等は、現地対策本部が市町村と協力して実施する。

### 2 埋却地の確保

(1)埋却地は農場内に確保することを基本とするが、不可能な場合は近隣の土地を選定する。なお、借地権に係る交渉及び契約については、発生農場と土地所有者との間で行う。

やむを得ない事情により、近隣の土地も確保できない場合には、公有地（国、県、市町村有等）を利用する。その場合、埋却地への死亡畜の移動に際しては、動物衛生課と協議し、十分な病原体の拡散防止措置を講じる。

(2)埋却候補地の選定にあたっては、次にあげる事項に留意する。

- ア 人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であること
- イ 日常、人及び家畜が接近しない場所であること
- ウ 重機搬入道の確保ができること

### 3 埋却作業

(1)必要な機具、資材等

#### ア 重機等

埋却に当たり必要な重機等とその運転・操作に必要なオペレーターの手配は、地域農林水産部農村整備担当が手配を行う。

#### 【必要な重機例】

バックホー：埋却穴の掘削、死体の埋却穴への投入

ブルドーザ：埋却穴への覆土

ダンプカー又はトラック：死体、汚染物品等の運搬

その他現場ごとに必要に応じた機具類

※ 農場から離れた場所に埋却する場合には死体運搬用のコンテナ車両

※ 雨天時には埋却穴内の雨水組上げ用の排水ポンプなど

※ 夜間時の掘削に必要な照明機

#### イ 資材等

工事以外に必要な資材は、地域農林水産部畜産課及び家畜保健衛生所が手配を行う。

#### 【必要な資材例】

消毒器（動力噴霧機、簡易消毒器）、消毒薬、消石灰、ビニールシート、ブルーシート、フレコンバッグ、チェーン、ロープ、夜間照明灯、延長コード（必要に応じて発電機）、工具類一式、防疫服、マスク、手袋、ゴーグル、長靴、カップ、発掘禁止の立て札（別記1）

(2)埋却手順

埋却作業は、疑似患畜との判定が出てから72時間以内に完了しなければならない。このため、農場の規模や埋却場所の条件に応じて効率よく行う必要がある。

ア バックホーで埋却頭数に応じた体積の埋却穴を掘る。

埋却物の上に最低1m以上覆土する必要があるので、牛の死体を埋却する場合は、深さは最低3m以上必要。

【必要体積の目安】

牛：100頭当り約400m<sup>3</sup> + 覆土分（掘削面積×深さ2m以上）

豚：1000頭当り約300m<sup>3</sup> + 覆土分

イ 穴全面及び穴の周辺にブルーシートを敷詰める。

ウ トラック等で死体、汚染物品等を埋却穴付近に搬送する。

埋却穴が農場から離れている場合は、コンテナ車両等を使用し、コンテナ内部にブルーシートを敷き詰めた上に死体を積込んで消毒薬を散布して密閉する。

十分に車両全体を消毒し、運転手の衣類、長靴等も消毒するか、もしくは汚染されていないものに交換してから搬送する。具体的な搬送の手段及び手順等については動物衛生課と事前に協議する。

エ バックホーを使用し埋却穴の中に死体等を投入する。2m覆土することを勘案し、積上げる高さを調節する。

オ 埋却物の上から消石灰を十分に散布し、（1袋20kgを20m<sup>2</sup>程度に散布）ブルーシートで被覆する。

カ ブルドーザ等で1m以上覆土し、その上からブルーシートで被覆し、更に消石灰を散布して発掘禁止の立て看板を設置する。

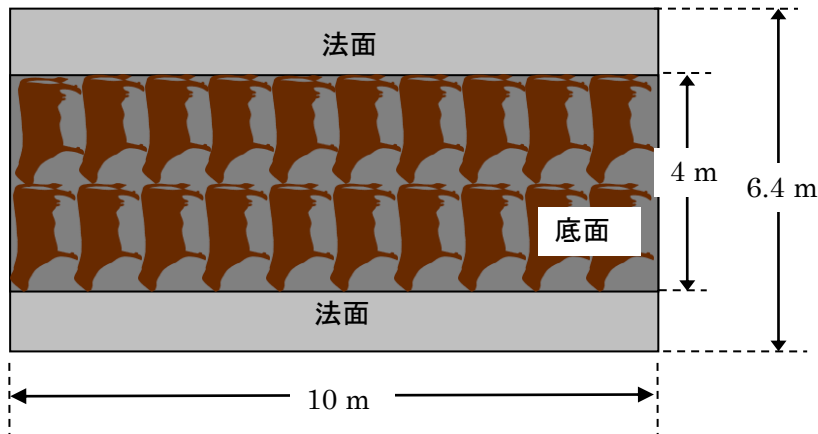
【参考資料5 別記1】

発掘禁止の立て看板の様式

<b>発 掘 禁 止</b>	
この場所は家畜伝染病に係る家畜の死体及び汚染物品の埋却地につき発掘を禁止します。 許可なく発掘した場合は家畜伝染病予防法により罰せられます。	
病 名	口 蹄 疫
埋 却 物	(※死体の場合は家畜の種類を明記)
埋却年月日	年 月 日
発掘禁止期間	年 月 日までの3年間
備 考	
〇〇地域県民局地域農林水産部 〇〇家畜保健衛生所長	

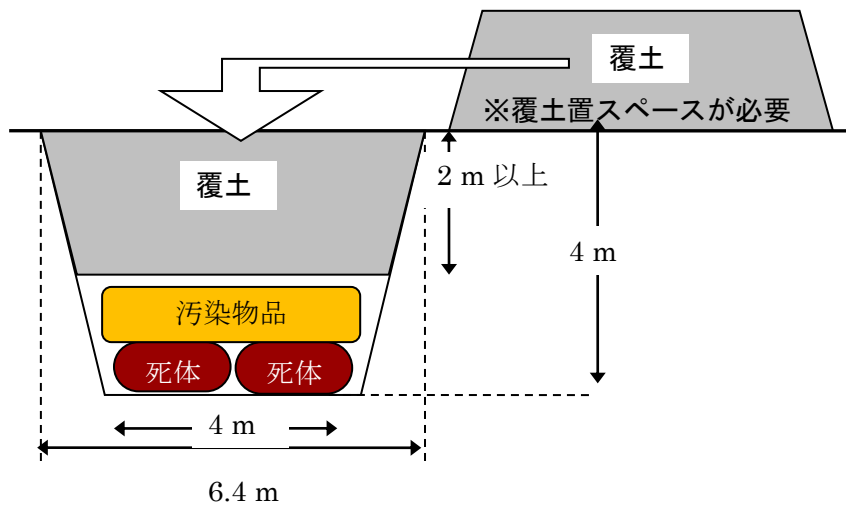
【参考資料5 別記2】

1 標準的な埋却例



長さ×幅(底面)×深さ  
 = 10 m × 4 m × 4 m

- 埋却頭数の目安  
 肥育牛 20 頭 (1 段で埋却)  
 繁殖豚 180 頭 (3 段で埋却)  
 肥育豚 540 頭 (3 段で埋却)



2 埋却に必要な面積

<牛>

飼養規模	溝の長さ	必要面積
100 頭	50m	320 m <sup>2</sup>
200 頭	100m	640 m <sup>2</sup>
500 頭	250m	1,600 m <sup>2</sup>

<豚>

飼養規模	溝の長さ	必要面積
母豚 50 頭 (550 頭)	15m	96 m <sup>2</sup>
母豚 100 頭 (1,100 頭)	30m	192 m <sup>2</sup>
母豚 500 頭 (5,500 頭)	150m	960 m <sup>2</sup>

## 参考資料 9 口蹄疫の病性鑑定材料の採取

### ■ 1 現地携行用具

品 目	数 量	備 考
防疫服・ゴーグル・マスク・帽子	4	検診、採材用
ゴム長靴・ゴム手袋	4	〃
滅菌済み軍手	20 双	〃
消毒噴霧器	1	器材消毒用
消毒薬(4%炭酸ソーダ液、塩素系消毒薬)		〃
ポリバケツ	3	消毒用
洗浄用ブラシ	1	〃
アルコール綿花		〃
オートクレーブパック、(滅菌缶)	1包	
不明疾病現地調査表(電話報告用 様式2)	1	
検査用材料の採材記録書	1	
<b>【臨床検査用器材】</b>		
タワシ	2	
体温計	5	
保定具、ロープ(保定用)		
白布(1m×30cm)		
懐中電灯(防水)	2	
開口器(牛用・豚用)		
鎮静薬(キシラジン、マフロパン等)		
麻酔薬(ペントバルビタールNa)		
包帯		豚趾間観察用
スプレーペンキ	赤・青・黄	
<b>【病性鑑定材料採取用資材】</b>		
外科用ハサミ	3	
ピンセット	3	
シャーレ	20 枚	
ディスポ注射器 1ml・2.5ml・5ml・10ml	各 10	採材用(水疱液・採血)
ディスポ注射針 18G・21G	各 10	採材用(水疱液・採血)
滅菌採血コンテナ(豚用)	10	採血用
綿棒(中・小)	各 30	採材用
綿棒カット用ハサミ	1	
アルコール綿、ランプ		
<b>【材料採取容器】</b>		
セラムチューブ(2ml)	10	水疱液採取用
MEM50 $\mu$ 入セラムチューブ(2ml)	10	水疱上皮採取用
MEM1ml入プラスチック遠心管(15ml)	10	病変部スワブ用

品 目	数 量	備 考
グリセリン加PBS1ml入プラスチック遠心管 (15ml)	5	病変部採取用
真空採血管(プレイン)	20	血清用
材料保存液 MEM		補充用
ディスポピペット(5ml)、スポイト		//
試験管立て(大・小)	3	
<b>【食道咽頭粘液採取用資材】</b>		
プロバング		採取用
広口瓶、プラスチック遠心管 (50ml)		//
プラスチック遠心管 (15ml)		送付用
材料保存液 MEM		補充用
ディスポピペット(5ml)、スポイト		保存液補充用
ドライアイス、メタノール又はエタノール 99.5%		ドライアイスアルコール用
ハンマー、ピーカー		//
(ドライアイスアルコール又は液体窒素)		
<b>【材料包装用資材】</b>		
ビニール袋(大・中)	各 1 包	
キムタオル	適宜	
ガムテープ・ビニールテープ・輪ゴム	各 1	
<b>【輸送用資材】</b>		
国連規格容器(二次容器)		
緩衝材(梱包用エアクッション)		
発泡スチロール製箱		
クーラーボックス(大・小)及び保冷剤		
<b>【その他】</b>		
地図(25万分の1)	1	
記録用紙	1 冊	検診用
病性鑑定野帳	1 冊	検診用
紙ばさみ	5	
筆記具(鉛筆、ボールペン赤、黒、油性マジック赤、黒)	若干	
デジタルカメラ(防水)、予備電池	2 台	
携帯電話(防水)		
画像送受信機		
<b>【疫学等調査用】</b>		
①疫学調査表(様式6-1~6-5)		
(農場調査、家畜移出入状況、物品移動状況、従事者行動調査、農場出入り者行動調査)		

※ これらの資材については、一揃いで常備するとともに、定期点検を行う。



## ■ 2 病性鑑定材料の採取方法

### (1) 材料別処理方法

#### ア 水疱が認められる場合

(ア) 水疱液を滅菌注射器のできる限り多く吸引し、セラムチューブに入れる。

保存液：入れない 輸送：冷蔵

(イ) 破裂前の新鮮な水疱を選び、外科用ハサミ・ピンセット等を用い水疱上皮1g(最少でも0.5g)を採取し、保存液の入ったセラムチューブに入れる。

保存液：MEM 輸送：冷蔵

#### イ 水疱は認められないが破れた水疱があり、水疱上皮が確認できる場合

(ア) 水疱上皮1g(最少でも0.5g)を採取し、保存液の入ったセラムチューブに入れる。

保存液：MEM 輸送：冷蔵

(イ) 病変部を綿棒で拭い、遠心管に綿棒ごとつけ込む。

保存液：MEM(綿球が浸かる量) 輸送：冷蔵

(ウ) 病変部組織は、採材可能な場合0.1g以上の大ききで切り取り、保存液の入ったセラムチューブに入れる。

保存液：グリセリン加PBS 輸送：冷蔵

#### ウ 水疱及び水疱上皮ともに確認できず、糜爛・痂皮が確認できる場合

(ア) 病変部を綿棒で拭い、遠心管に綿棒ごとつけ込む。

保存液：MEM(綿球が浸かる量) 輸送：冷蔵

(イ) 病変部組織は、採材可能な場合0.1g以上の大ききで切り取り、保存液の入ったセラムチューブに入れる。

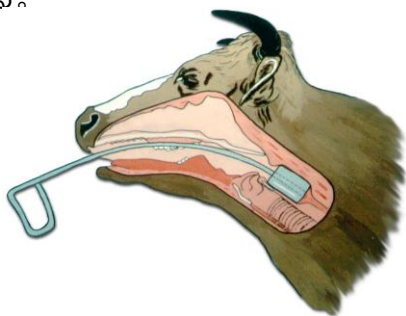
保存液：グリセリン加PBS 輸送：冷蔵

#### エ 食道咽頭粘液の採材指示があった場合

経過が長い場合あるいは疫学関連農場の場合に採取することが想定される。

プロバングカップを用いて食道咽頭粘液を採取後、一時広口びん等に受け入れ、性状を観察し細胞成分が含まれていることを確認。直ちにその2mlを等量のMEMが入った送付用遠心管に入れ、混和し密栓する。

容器の外側を4%炭酸ソーダ液で消毒し、ドライアイスアルコール又は液体窒素で急速凍結する。



#### 注意事項

- ① プロバングを挿入する前に、予め咽頭の位置を確認し、挿入する長さを確認しておくこと。
- ② 胃内容物や血液が混入した場合は、水等で口腔を洗浄し再度採取する。

保存液：MEM 輸送：クーラーボックスにドライアイスを入れ、凍結したまま運搬

#### オ 血液の採取

常法により血液を採取後、プレイン真空採血管に入れたまま凝固させる。

いかなる血液凝固防止剤(ヘパリン等)も用いないこと。

輸送：常温

(2) 材料採取に関する留意事項

ア 材料に直接手を触れない採材助手を置き、材料送付用容器は清潔に保つこと。

イ 病性鑑定材料の入った容器（一次容器）は、ビニールテープ等で確実に密封し、破損やもれがないことを確認した後、4%炭酸ソーダ液で消毒する。

作業を終える毎に、手指等の消毒も併せて実施すること。

ウ 材料毎に最適な処理（保存液のpHの維持、保存液の量、冷蔵・凍結処理等）を確実に実施すること。

材料保存液MEMは常に色調の変化を確認し、補充しておくこと。pHが変化していた場合は使用せず、緊急時にはpH7.2～7.6に調整したPBSで代用すること。

(3) ドライアイスアルコールの作製方法

ビーカーにメタノールまたはエタノール99.5%を入れ、ハンマーで小さく砕いたドライアイス少量ずつ投入する。この時のアルコール温度が高くと泡立つので要注意。

## 参考資料 10 豚コレラ、アフリカ豚コレラの病性鑑定材料の採取

### 1 異常豚等発生の通報受信時

畜主から可能な限り詳細に発生状況の聞き取りを行い、別紙 1 に示す特定症状を呈している豚が通常以上の頻度でみられているかを確認するとともに、豚等の移動の自粛、農場出入の制限を指示する。

### 2 農場への立入り

家保は、可能な限り職員 3 名、検体の搬送を考慮して公用車 2 台で農場を訪問する（うち公用車 1 台は後発での訪問も可）。

### 3 農場での検査及び採材

職員は農場の中で、原則として異常の見られない畜舎から臨床症状を確認した後、異常の見られる畜舎に入り、1 頭ずつ臨床症状を確認後、写真撮影、体温測定、採血を行い、画像データは速やかに家保に送付する。ただし、飼養規模が大きく異常のない畜舎の確認に 1 時間以上を要すると想定される場合は、取り急ぎ農場従業員等からの聞き取りでの確認を行う。

体温測定及び採血頭数は、異状が認められた個体及びその同居豚を中心に 10 頭程度（10 頭未満の場合は全頭）とし、血球測定用及び血清用の血液の採材を行う。なお、採血管 2 種 4 本（プレイン：1 本（血液 6 cc 以上）、EDTA2Na：3 本（血液各 1 cc））に採材する。

### 4 農場における調査・指導

採材後、農場に留まった職員は、畜主に対し、豚等の移動の自粛、農場出入の制限、農場内の応急的な消毒を改めて指示するとともに、詳細な疫学調査を行い、結果を FAX、画像等で家保に送信する。

### 5 異常豚の搬入

公用車 1 台は、採血が終わったら、血液と異常豚を解剖を実施する家保に搬送する。

剖検は、少なくとも 3 頭以上（死亡畜、衰弱畜を優先して選定）行うが、豚等の運搬が困難な場合は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第 4 の 3 の留意事項に基づき、農場内で採材する。

### 6 検査材料（臓器）

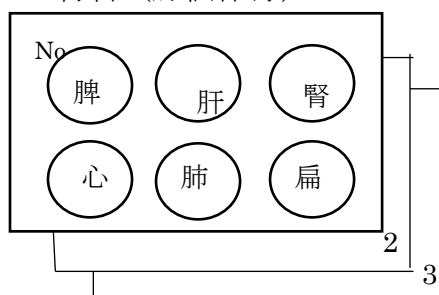
家保	解剖場所
青森家保	各家保に豚、いのしし等を持ち帰り解剖し、材料を青森家保に搬入する。
八戸家保	
十和田家保	
むつ家保	豚、いのしし等を青森家保に搬入し解剖、採材を行う。
つがる家保	

## <解剖場所>

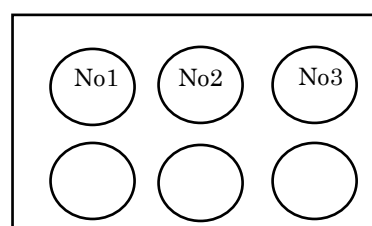
解剖により以下のとおり臓器を採取する（別添資料参照）

生材料	主要臓器及び扁桃を1頭ごとに6穴プレートに入れビニールテープでシーリングする。 なお、扁桃の生材料は多めに採材すること。
凍結標本用材料 (扁桃のみ、生のまま)	各豚の扁桃について、上記と別の6穴プレートの各穴に入れ、蓋に対応する豚の番号を記載しビニールテープでシーリングする。
ホルマリン材料	病性鑑定手順書に示す採材臓器及び病変部を採材する。

生材料（豚個体毎）



凍結標本用 材料3頭分



解剖時の所見については、画像とともに病性鑑定課及び畜産課にデータを送信する。

## 7 検査材料の搬入

血液（プレイン：1本、EDTA2Na：2本）、生及び凍結標本用材料は、速やかに青森家畜保健衛生所に搬入する。（ホルマリン材料は後日搬入でも良い。）

なお、搬入時の汚染を防止する対策として、血液材料については、真空採血管の外側を消毒し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上、冷蔵状態で搬入する。生及び凍結標本用材料については、上記6によりシーリングした容器をビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上、冷蔵状態で搬入する。

また、豚コレラFA検査薬が家保に有る場合は、材料とともに青森家保へ搬入する。

## 8 現地（八戸、十和田）家保における血液検査

採材したEDTA2Na加血液1本については、白血球数測定及び好中球核観察を実施する。

## 9 青森家保における病性鑑定

検体搬入後、白血球数測定等（青森、むつ及びつがる家保分）、蛍光抗体法、PCR検査及び抗体検査を実施し、約12時間後に結果判定となる。

## 10 その他

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の見直しが行われ、防疫措置等に変更が生じた場合は、必要に応じて見直すこととする。

## 参考資料 1 1 牛疫及び牛肺疫の病性鑑定材料の採取

### ■ 1 異常家畜の発見及び検査の実施

#### 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

家畜の所有者又は獣医師から、異常家畜に関する届出があり、当該通報の内容が次の①及び②のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

- ① 複数の家畜に 40.0℃以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止、あるいは口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍があること。
- ② 複数の死亡家畜がいること。また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

#### 2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の①及び②に掲げる異状を確認し、牛疫又は牛肺疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第3の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、蹄疫防疫指針第3の2から8までに基づき対応する。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。(3) 都道府県畜産主務課は、(2)により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、異常家畜の写真、臨床検査の結果及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

#### 3 検体の送付

##### (1) 牛疫の場合

都道府県は、2の(2)により解剖検査を行う場合には、血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点に搬入する。

##### (2) 牛肺疫の場合

ア 家畜防疫員は、2(2)により行った解剖検査の結果、肺に大理石紋様の病変を確認した場合には、当該病変部位をデジタルカメラで鮮明に撮影する。

イ また、都道府県は、血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、病変部位の写真及び当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外

病拠点に搬入する。

## 参考資料 1 2 病性鑑定材料搬送容器

### ■ 1 使用の前に

病性鑑定材料を輸送する際には、二重に包装する等の措置が必要とされており、破損、漏えい等がないように適切に収容しなければならない。

なお、口蹄疫病性鑑定材料は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病拠点へ直接連絡員が持参することとなっており、病性鑑定材料を格納する容器は、必ず「国連規格容器」を用いる。

### ■ 2 病性鑑定材料の搬送に必要なものは以下のとおり

- ・クーラーボックス
- ・国連規格容器（二次容器）
- ・発泡スチロール製箱
- ・保冷剤
- ・試料を入れる蓋付きプラスチックチューブ（一次容器）
- ・緩衝材
- ・輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6. 2）
- ・目張り用ガムテープ
- ・病性鑑定依頼書（動物衛生研究所東北支所宛）（様式3）及び不明疾病、現地調査票（電話報告用）（様式2）を添付

### ■ 3 病性鑑定材料の梱包

#### （1）国連規格容器（二次容器）への格納

ア 病性鑑定材料が入った消毒済みの一次容器を、消毒薬に浸しよく絞ったキムタオルで包んだあと、さらに衝撃吸収用緩衝材で包み、二次容器へ納め、一次容器との隙間を埋める。

（市販の国連規格容器に付属する緩衝材を適宜使用する）

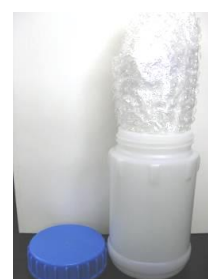
二次容器の数量は、採材検体数量に応じて準備する。（別添え資料参照）



一次容器をキムタオルで包む



さらに緩衝材で包む



二次容器の中に入れる

イ 二次容器の蓋を確実に閉めて、容器の外側をさらに消毒する。

ウ 容器を消毒するたびに、併せて、手指も消毒すること。

## (2) 搬送用外部包装

### ア JRでの搬送時

- (ア) 二次容器をビニール袋に入れ、さらに外側を消毒し、農場外待機者（搬送者）に手渡す。
- (イ) 搬送者は、二次容器を受け取ってから、再度、外側を消毒し、発泡スチロール製箱に入れる。
- (ウ) 二次容器の周りに保冷材を適量詰め込み、隙間を緩衝材で埋める。
- (エ) 発泡スチロール製箱の蓋と本体をガムテープで固定し密閉、容器外側と手指を消毒する。
- (オ) 搬送用クーラーボックスに（エ）を入れ、容器外側と手指を消毒する。



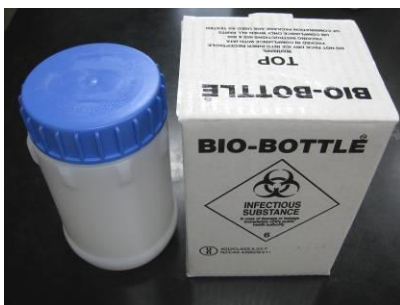
発泡スチロール製箱内  
二次容器、保冷剤、緩衝材



外部包装用の発泡スチロール箱を搬送用クーラーボックスに格納

### イ 航空機での搬送時

- (ア) 二次容器の外側を消毒し、農場外待機者（搬送者）に手渡す。
- (イ) 搬送者は、二次容器を受け取ってから、再度、容器外側と手指を消毒し、輸送許容物件表示ラベル（分類番号 6.2）の付いた外装箱に入れる。
- (ウ) さらに外装箱をビニール袋に包み、外側と手指を消毒する。
- (エ) 搬送用クーラーボックスに（ウ）を入れ、保冷剤を詰め、隙間がある場合は充填材で埋める。蓋を閉めた後、さらに容器外側と手指を消毒する。



### (オ) 輸送許容物件表示ラベル

複数の国連規格容器をまとめて1つの外装容器に入れる場合（オーバーパック）、外装容器の見やすいところに、輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付する。

分類6.2 病毒を移しやすい物質ラベル      分類9 ドライアイス ラベル(ドライアスを格納)





### (3) 容器容量あたりの採材頭数の目安

#### ア 二次容器に入る一次容器の個数



病変部スワブ：5～6本まで



採血管：10本まで

#### イ クーラーボックスに入る二次容器の個数

##### (ア) JRによる搬送時

区分	材料	採材頭数		
		1～5	6～10	11～15
二次容器の個数	病変部スワブ (15ml 遠心管)	1	2	3
	水疱液等 (セラムチューブ)	1	1	1
	血清用	1	1	2
クーラーボックス の容量	保冷用	33L×1	33L×1	33L×1
	常温用			16L×1

#### ①1～5 頭の場合



33L クーラーボックス

#### ②6～10 頭の場合



33L クーラーボックス

#### ③11～15 頭の場合



33L クーラーボックス  
16L クーラーボックス

保冷用二次容器 2 個  
常温用二次容器 1 個

保冷用二次容器 3 個  
常温用二次容器 1 個

保冷用二次容器 4 個  
常温用二次容器 2 個

(イ) 航空機搬送の場合

区分	材料	採材頭数		
		1~5	6~10	11~15
二次容器の個数	病変部スワブ (15ml 遠心管)	1	2	3
	水疱液等 (セラムチューブ)	1	1	1
	血清用	1	1	2
クーラーボックスの 容量	保冷用	16L×1 8L×1	16L×1 8L×1	バイオサーモ 10L×1
	常温用			8L×1

①1~5 頭の場合



16L クーラーボックス  
8L クーラーボックス  
( 保冷用二次容器 2 個  
常温用二次容器 1 個 )

②6~10 頭の場合



16L クーラーボックス  
8L クーラーボックス  
( 保冷用二次容器 3 個  
常温用二次容器 1 個 )

③11~15 頭の場合



バイオサーモ 10L×1  
8L クーラーボックス  
( 保冷用二次容器 4 個  
常温用二次容器 2 個 )

※バイオサーモ (国連規格容器)

二次容器及び保冷材等を格納可能な発砲スチロールの内箱がセットされた搬送可能な形状の容器である。

青森家保に 2 個整備



外寸 36×31×32cm、内寸 25×21×20cm、容量 10L

## 参考資料 1 3

### 病性鑑定材料の動物衛生研究部門海外病研究拠点への運搬方法

#### ■ 1 病性鑑定材料の搬送

(1) 病性鑑定材料の搬送は、現地家保搬送者から畜産課職員へ引き渡し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点へ、直接持参する。

なお、発生が長期間におよぶ等状況により必要に応じ、搬送者の調整をはかるものである。

(2) 搬送に係る交通手段

J Rによる搬送を基本とする。

ただし、青森家保及びつがる家保にあつては、青森駅発 J R 最終時刻の乗車に間に合わない場合は、青森空港発航空便の利用も考慮し、協議することとする。

#### ■ 2 病性鑑定材料搬送に係る取り扱い

(1) J Rを利用する場合

ア 手荷物として搬送する。

イ 材料の受け渡し

材料の受け渡しは、予め取り決めた引き渡し場所において現地家保搬送者が畜産課搬送者を待つことを基本とし、引き渡しの時間及び場所の変更等については、畜産課・現地家保・青森家保間で当日打ち合わせる。

ウ 引き渡し場所

青森家畜保健衛生所 : 新青森駅新幹線改札口

八戸家畜保健衛生所 : 八戸駅 新幹線改札口

十和田家畜保健衛生所 : 七戸十和田駅 新幹線改札口

むつ家畜保健衛生所 : 八戸駅新幹線改札口あるいは七戸十和田駅新幹線改札口

つがる家畜保健衛生所 : 新青森駅新幹線改札口

(2) 航空機を利用する場合

ア 材料の取扱い

(ア) 口蹄疫等の病性鑑定材料は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条及び関係告示等による規制を受けるため、旅客手荷物としての輸送はできない。

(イ) ただし、国連規格容器を使用し航空貨物として搬送することは、下記の規定等から可能であるため、航空貨物扱いとして輸送する。

(ウ) 鑑定材料は、診断標本（ウイルスを移しやすい物質一人体に対し伝染性があるもの、動物に対し伝染性があるもの）に割り当てられるため、50 ml 又は 50g まででは搬送可能。

イ 搬送の方法

(ア) 搭乗までの手続

病性鑑定材料輸送容器を直接日本航空貨物（青森空港旅客ターミナルビル隣）に申し込む。

この場合、日本航空（JAL）青森空港事務所貨物担当責任者にあらかじめ電話で確認を取っ

た後、航空会社の貨物受付に出発便の90分前までに outgoing、航空会社の所定の用紙に記入し、  
手続をする。

● 病毒を移しやすい物質輸送申告書兼チェックリスト

(イ) 東京国際空港到着後の手続

搬送者は旅客ターミナルに到着するが、輸送貨物は各航空会社の貨物専用ターミナルに到着する。

搬送者は、空港内循環バスにて西貨物ターミナルへ行き、入構ゲートで身分証を提示し手続後、日本航空貨物で、危険物受取を申し出て手続を行う。

機体到着から貨物搬出までに約1時間程度の時間が必要である。

(3) 材料搬送時刻が最終便に間に合わなかった場合

翌日のJR始発での搬送とする。

現地家保は当日のうちに材料を青森家保へ搬入する。

病性鑑定課は、材料の持ち込みがあった場合、材料を一晩保冷し、翌朝保冷材を交換した後、搬送する。

(4) 主要連絡先

日本航空（青森空港） TEL 017-739-7245

//

日本航空国内貨物（羽田空港） TEL 03-5757-3105

青森空港管理事務所 TEL 017-739-2121

病性鑑定依頼書～動物衛生研究所東北支所あて依頼する

病 性 鑑 定 依 頼 書

東青家保第 号  
令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
動物衛生研究部門長 殿

東青地域県民局地域農林水産部  
青森家畜保健衛生所長

下記のとおり病性鑑定を依頼します。

記

- 1 動物種：（ 牛 豚 ）
- 2 鑑定材料：血清 検体  
血液 検体  
臓器（ ）検体
- 3 鑑定目的：口蹄疫の診断
- 4 発生状況：別添のとおり（別記様式2を添付）
- 5 連絡先：青森県青森市造道3丁目25-2  
東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所  
TEL:017-742-3791(担当:病性鑑定課 ○○)
- 6 その他特記事項：鑑定材料は動物衛生研究部門海外病研究拠点あて送付済み

## 異常家畜の症状等に関する報告

東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所  
発生No.

- 1 現地調査 日時: 年 月 日 時 分
  
- 2 家畜所有者  
氏名:  
住所: (電話番号: )  
畜舎の所在場所(家畜所有者の住所と異なる場合):  
氏名:
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名:
  
- 4 当該施設の情報:  
畜種・用途別の飼養頭数  
(乳用牛、肉用牛、豚等の畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に報告する。)  
飼養形態、畜舎数:
  
- 5 異常の詳細  
異常の確認日時:  
異常家畜の頭数、日・月齢:  
症状の概要(病変の部位、経過等詳細に記載)  
病歴・診療履歴(経時的に詳細に記載)
  
- 6 家畜防疫員の見解
  
- 7 家畜の所有者への指示事項
  
- 8 病性鑑定材料(部位、検体数及び保管方法)
  
- 9 その他参考となる事項:  
都道府県畜産課からの指示事項:  
(注)診断が陰性の場合、※印は記入の必要なし

## 参考資料 1 4 殺処分の方法等

発生農場における作業は家畜防疫員である発生農場班長の指示のもと実施し、発生農場班長は事故等に備え、現場事務所情報伝達係を介して現地対策本部との連絡を可能にしておく。殺処分作業は、防疫対策チームリーダーが各班に指示をする。

### I 豚の殺処分作業

#### 1 必要人員算定基礎：（口蹄疫防疫支援で宮崎県に派遣された職員の実例に基づく）

##### （1）派遣人員と班編制

- ・一貫経営で約8,000頭飼養の農場に60人が派遣されたが、殺処分に延べ4日間かかったため、1日あたりでは約2,000頭。
- ・60人は殺処分に3チームに分けられ各班には獣医師が3～5人、保定者はその倍の6～10人で合計15人の構成。殺処分班でない人は、埋却を担当。
- ・獣医師5名+保定者10名の1チームが、1日で約700頭を処理した計算。

##### （2）作業手順

表1 豚の大きさに応じた殺処分方法

	薬殺(心注)	鎮静+薬殺	電殺	ガス殺
哺乳豚	○		○	○
子豚～肥育		○	○	○
繁殖母豚		○	○	
雄、大貫		○	○	

動物愛護の観点及び作業者の精神的ストレスを考慮し、可能な限り電殺器を活用する。

#### ア 薬殺(心注)

- ・哺乳豚については、一人の保定者が豚をバンザイさせた状態で保定し、他の保定者が豚の後肢を押さえ、獣医師が薬液を心臓に約10ml注射する。

#### イ 鎮静+薬殺

- ・肥育豚、繁殖母豚、大貫については、豚房から通路に出して、コンパネ等で誘導通路を作成し、通路の端にある出荷待機場所に追い込む。
- ・鎮静剤を2～3ml筋注。落ち着いた豚は保定せずに耳翼から薬剤10～30mlを静脈注射する。残りの豚は、5～10分後にキーパーで保定し、頸部血管内、若しくは心臓に注射する。

#### ウ 電殺

- ・子豚～肥育の大きさに適用。出荷待機場所に追い込み、専用の電殺器を用いて、頭部を左右から挟み350Vで10秒間通電する。次いで、心臓～肩を同様に挟み10秒間通電する。5か月齢以上の肥育豚については、通電後、頸部血管内、若しくは心臓に薬液を注入する。
- ・電殺は、獣医師若しくは機械操作に馴れた業者の方が担当し、機械のスイッチを操作する担当者が機械ごとに付く。

#### エ ガス殺

- ・子豚～肥育豚の大きさに適用。出荷待機場所から約40頭程度の豚を、周囲をコンパネ等で囲ったダンブトラックの荷台に追い込む。
- ・荷台の屋根にブルーシートで覆いをして、液化炭酸ガスをスノーホーンで3分間注入する。

その後、3分間放置してから、再度3分間注入する。

- ・スノーホーンは2か所から注入する。30kgの炭酸ガスポンペでダンプトラック2～3台分の殺処分が可能。
- ・2回目の注入の後、ガスが抜けたことを確認してから、獣医師が中に入り、眼瞼反射と瞳孔の散大で死亡を確認する。

### (3) 殺処分効率の目安

- ・獣医師2名と保定者4名を1班として計算する。
- ・次表の数値は、獣医師と保定者が殺処分だけに専念できた場合を想定。
- ・各班には、獣医師と保定者の他に、生きている豚を追い込む係と、死んだ豚の搬出係が必要となる。

表2 殺処分方法による1時間あたりの処理頭数

	薬殺(心注)	鎮静+薬殺	電殺	ガス殺
獣医師	2名	2名	2名	2名
保定者	4名	4名	4名	4名
殺頭数/h	60頭	40頭	120頭	120頭
計算式	1分で1頭 1人は薬剤補充	3分で1頭 2人平行	1分で1頭 2人平行	20分で40頭 トラック3台
追込係	2名	5名	5名	5名
搬出係	2名	5名	5名	0名

### (4) 飼養規模における算定根拠

- ・母豚は年間2.1産、1産あたりの育成数は9頭として、母豚1頭あたり年間約20頭。母豚100頭の規模では、年間約2,000頭の子豚を生産。
- ・これを12か月で割り毎月均せば166頭。15日で離乳とすると約80頭の哺乳豚。離乳から6か月齢までの肥育豚は(166×5.5月で)913頭。種雄豚は、繁殖母豚の約5%で5頭と算出。

## 2 算定基礎に基づく試算

### (1) 殺処分方法による案分

表3 母豚100頭の場合の飼養頭数の算出と殺処分方法の案分

	頭数	薬殺(心注)	鎮静+薬殺	電殺	ガス殺
哺乳豚	80	80			
子豚～肥育	913		100	413	400
繁殖母豚	100		100		
雄、大貫	5		5		
計	1,098	80	205	413	400
殺頭数/時間		60	40	120	120
各班の必要時間		2時間	5時間	4時間	4時間
最低必要な資材量		殺薬剤 10ml×80= 800ml	鎮静剤 3ml×205=615ml 殺薬剤 30ml× 205=6,150ml	電殺器 2台	スノーホーン 2台 30kgCO2 10本/トラック10台



- ・「薬殺(心注)」班は早く終わるので、作業終了後「鎮静+薬殺」班に合流する。
- ・母豚100頭、全体で1,100頭規模の一貫経営では、4班で4時間を要する。
- ・肥育農家の場合は、「鎮静+薬殺」、「電殺」、「ガス殺」の組み合わせで行う。
- ・電殺器やスノーホーンが必要数が準備できない時には、最大の効率を図るよう頭数の案分を工夫する。

(2) 飼養規模別の必要人員

表4 1日で殺処分を終えるための、獣医師及び保定人夫の必要数

飼養規模	獣医師	保定人夫	電殺器	スノーホーン
1,000頭	8名	16名	2台	2台
2,000頭	16名	32名	4台	4台
4,000頭	32名	64名	8台	8台

(3) 実際に行う際に予想される制限事項

- ・埋却地の設定
- ・埋却穴を掘削する重機の手配、現場に投入できる重機数
- ・注射に必要な薬剤や資材の積算と準備

## II 牛の殺処分作業

### 1 必要人員の算定基礎

(1) 殺処分：約15分で1頭、1班3人（注射1人、保定2人）

ア 重機の進入が可能な場所まで牛を移動後、保定具（ロープ等）で保定。

イ キシラジン3ml（子牛では1ml）を筋注し、牛を鎮静。（約5分）

ウ 鎮静後、薬剤静脈注射（成牛80ml、子牛30ml）で殺処分。（約1分で倒れる）

エ 殺処分後、保定具を外す。

(2) 搬出方法：約5分で1頭、1班5人（重機運転者1人、補助4人）

ア 殺処分後、重機に屠体を搬入（搬入作業に補助2人／1台）。

イ 重機で埋却場所及びトラック（埋却場所が農場内でない場合）へ搬出（搬出作業に補助2人）。

◎ 飼養規模100頭及び重機1台の場合で1日7時間（10時から18時、休憩1時間）作業すると仮定。

ア 屠体の搬出は重機1台につき約100頭。

$$1 \text{ 頭} / 5 \text{ min} \times 7 \text{ h} \div 100 \text{ 頭} \quad (84 \text{ 頭})$$

イ 100頭殺処分に殺処分の人員は3組9人。

$$(1 \text{ 頭} / 15 \text{ min} \times 7 \text{ h} / 1 \text{ 班}) \times 4 \text{ 班} \div 100 \text{ 頭} \quad (84 \text{ 頭})$$

ア、イよりの必要人員は下表のとおり。

飼養規模	重機	殺処分員	搬入出補助員	計
100頭	1台(1人)	9人	4人	14人

・飼養規模別に必要人員を求める場合には、上の表を参考に、農場で稼働する重機の台数で決める。

・農場によっては重機の台数が制限されるので、1日の殺処分頭数は限定される。

飼養規模	重機	殺処分員	搬入出補助員	計	必要日数
10頭	1台(1人)	3人	4人	8人	1日
50頭	1台(1人)	6人	4人	11人	1日
100頭	1台(1人)	9人	4人	14人	1日
200頭	1台(1人)	9人	4人	14人	2日
200頭	2台(2人)	18人	6人	28人	1日
1000頭	2台(2人)	18人	6人	28人	5日

## 参考資料 15 農場等の消毒マニュアル

### 1 基本的な考え方

本病が発生した際には、病原体の散逸を防ぐため、発生農場を速やかに消毒するとともに、発生農場の周辺農場（通常は移動制限区域内の農場）についても、病原体の侵入を防ぐために消毒を強化する必要がある。

なお、消毒の対象（人、車両、物、家畜舎等）や場所（畜舎の出入口、農場内、農場の出入口等）によって消毒方法も異なることから、本マニュアルも参考にしながら、消毒作業を効果的に進めること。

### 2 消毒作業

発生農場等における消毒とは、次にあげる作業とする。

#### (1) 発生農場

- ・殺処分開始前の消毒
- ・殺処分等の作業中の消毒
- ・防疫措置完了後の消毒

#### (2) 埋却地

- ・埋却作業中の消毒
- ・殺処分家畜等運搬中の消毒

#### (3) 周辺農場

- ・衛生管理としての消毒の強化徹底

### 3 消毒薬の選定

#### (1) 口蹄疫に効果がある消毒薬

##### ① 4%炭酸ナトリウム液（別名：4%炭酸ソーダ液）

###### ア 使用場所

- ・農場入口（農場に入る前に全ての車両や器具等の消毒）
- ・畜舎出入口の踏み込み槽（汚れたら直ちに交換してください）

###### イ 注意事項

ホルマリンと混ぜないこと。

##### ② 消石灰

###### ア 使用場所

- ・農場内の外部車両が停車する場所
- ・畜舎周囲・農場外縁部

###### イ 使用方法

- ・0.5～1kg/m<sup>2</sup>を目安にホウキ等で均一に広げる  
(20～40m<sup>2</sup>当たり消石灰1袋20kg)
- ・地面の表面がムラなく白くなる程度

ウ 取扱上の注意

散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋等を着用してください。

③その他の消毒薬

分類	商品名	効果が認められる最高希釈倍数
ヨウ素系消毒薬	クリンナップA	400倍
	ファインホール	400倍
	バイオシッド30	1,000倍
塩素系消毒薬	アンテックビルコンS	2,000倍
	クレンテ	2,000倍
	スミクロール	1,000倍
アルデヒド系消毒薬	グルタクリン	800倍
複合消毒薬	アリバンド	400倍
NaOH添加消毒薬	クリアキルー100（NaOH添加）	2,000倍

(2) 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、牛疫、牛肺疫の病原体に効果がある消毒薬

分類	主な商品名	効果が認められる最高希釈倍数（注）
陽イオン系消毒薬	アストップ	2,000倍
	パコマ	2,000倍
塩素系消毒薬	クレンテ	3,000倍
オルソ系消毒薬	ゼクトン	300倍
	トライキル	200倍
アルカリ添加消毒薬	クリアキル-100 （NaOH 又は KOH 添加）	2,000倍 （NaOH 又は KOH を 0.05～0.1%となるよ うに添加）

(参考) 消毒薬の種類

- (1) 陽イオン系消毒薬： 皮膚・粘膜に対する刺激が少なく、腐食性もほとんどない。（例：塩化ジデシルジメチルアンモニウム、[モノ、ビス（塩化トリメチルアンモニウムメチレン）] アルキル（C9-15）トルエン水溶液）
- (2) 塩素系消毒薬： 強力な酸化能による迅速な殺菌作用がある。（例：ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム）
- (3) オルソ系消毒薬： オルトジクロロベンゼンを成分とする複合消毒薬で、コキシジウムオーシストも殺滅する。
- (4) アルカリ添加消毒薬： 陽イオン系消毒薬に水酸化ナトリウム（NaOH）又は水酸化カリウム（KOH）を添加することでアルカリ化し、殺菌力を高めたもの。（例：塩化ジデシルジメチルアンモニウムの希釈液に NaOH 又は KOH を添加）

**(参考) 消毒に当たっての一般的な留意事項**

- 1 消毒の作業者は、未使用又は消毒済の服を着用すること。
- 2 作業者が入退場する際にウイルスを拡散させてしまうおそれがある。特に退出時には十分に消毒すること。
- 3 泥や糞便は消毒薬の効果を弱めてしまうおそれがある。消毒前には、泥や糞便などを十分に洗い落とす。また、踏込消毒槽の消毒薬は、定期的に交換するとともに、汚れたらすぐに交換する。
- 4 酸性消毒薬とアルカリ性消毒薬を混ぜると、効果が低下する場合があることに加え、有害ガスが発生することもあるので十分に気をつける。
- 5 皮膚刺激性の消毒薬もあるため、消毒の際には、皮膚・口・呼吸器等に消毒薬が付着したり吸い込んだりしないよう、マスク、眼鏡（ゴーグル）、ゴム手袋等を着用し、換気に注意して作業する。万一皮膚や眼に付いた場合には、直ちに多量の水で洗った後、医師の診察を受けること。（「消毒薬による皮膚・粘膜の障害」も参考にすること。）

#### 4 発生農場における消毒

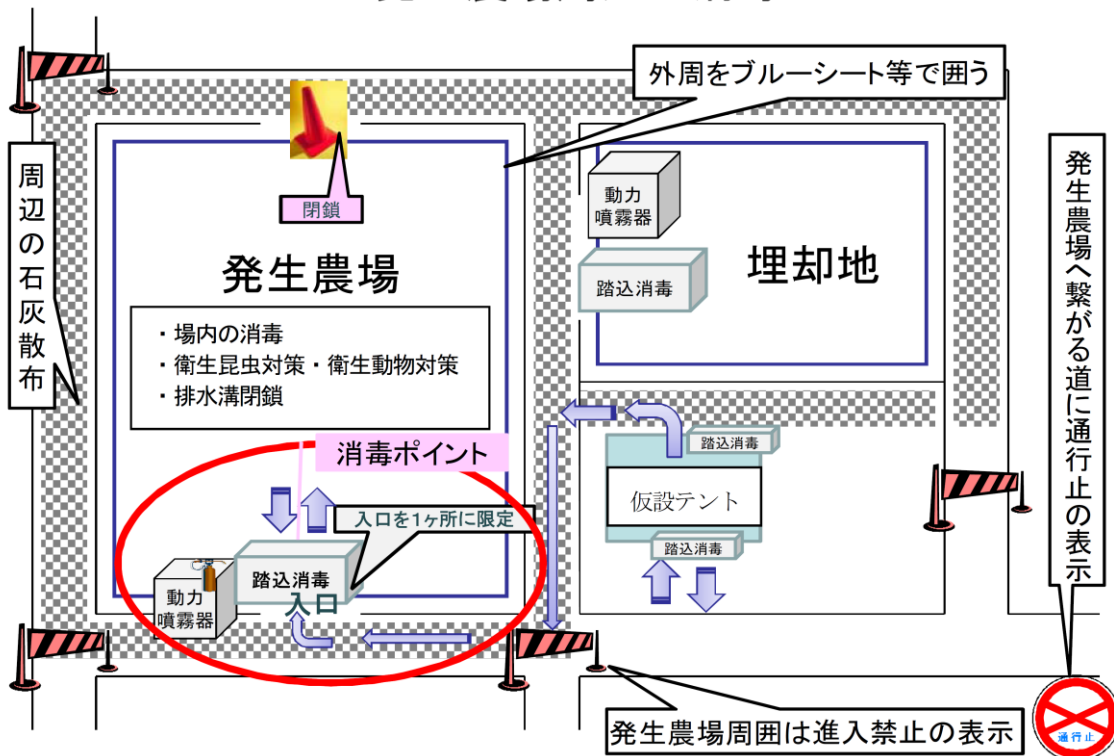
##### (1) 殺処分作業前の消毒

農場内の鶏舎周辺、道路に消石灰を散布（ $1\text{ kg/m}^2$ ）するほか、鶏舎内（壁、天井、通路）及び汚染物品に消毒薬を散布する。

##### (2) 殺処分終了後の消毒

殺処分家きん及び汚染物品の処理完了後、家きん舎等を速やかに消毒する。消毒の対象物などに応じて、適切な消毒薬（参考資料5参照）を選定し、繰り返し（少なくとも1週間間隔で3回以上）散布する。

### 発生農場周辺の消毒



##### (2) 具体的には、

- ① 畜舎内を消毒する前に家畜に接した、又は接したおそれのある器具、機材、衣類等を畜舎の外に出して集めてから、消毒薬に浸す又は煮沸する。
- ② 次に、糞便や敷料を外へ出してから、床面等を清掃する。できるだけ、動力噴霧器を用いて徹底的に水洗して汚れを落とす。なお、動力噴霧では1坪（ $3.3\text{ m}^2$ ）当たり $20\%$ 程度の水が、高圧温水洗浄機では1坪（ $3.3\text{ m}^2$ ）当たり $7\%$ 程度の水が必要である。（ウイルス拡散防止のために水ではなく消毒薬を使えばより効果的。）床面等の清掃後、動力噴霧器を用いて、畜舎内外に適切な消毒薬を散布する。畜舎の上から下、すなわち、天井、壁面、床面の順で隅々まで消毒し、さらに、畜舎外壁も同様に消毒する。なお、一坪（ $3.3\text{ m}^2$ ）当たり $4\sim 6\%$ の薬液が必要である。
- ③ 最後に、重機等を用いて、畜舎内の床面等や畜舎外の下水、排水溝、堆肥場等に消石灰を散布するが、重機等が使用できない場合には、消石灰 $20\text{ kg}$ 入りの袋を持ち、 $0.5\sim 1.0\text{ kg/m}^2$ の

割合（1袋当たり20～40m<sup>2</sup>）で散布した後、ホウキ等で均一に広げる。

- ④ なお、老朽化した畜舎では床面に亀裂や陥没が見られることがあるが、そのような場合は除糞・水洗後、床面の排水口を閉じて、10%消石灰液を十分に散布し、そのまま乾かす。（床面のき裂や陥没に10%消石灰液が浸透し、乾燥後も各種病原体を抑え込む。）

(参考) 炭酸ソーダを使用する時の注意 (例)

**炭酸ソーダを取り扱う時は、マスクとゴム手袋を必ず着用してください!**

— 炭酸ソーダは、強いアルカリ性の薬剤です —

- 1 眼に入った時は、すぐに流水で十分に洗い流しましょう。
- 2 皮膚に付くとかぶれたり、火傷になることがありますので、石けん水か、多量の水で十分に洗い流しましょう。
- 3 吸入した時は、十分にうがいしましょう。
- 4 違う種類の消毒薬と混ぜて使わないようにしましょう。  
(特に、ホルマリンとは絶対に混ぜないでください。)
- 5 家畜や人体には絶対に散布しないでください。

(参考) 畜舎周囲及び農場外縁部への消石灰散布のイメージ



注) 0.5~1.0kg/m<sup>2</sup>の割合 (1袋当たり20~40m<sup>2</sup>) で散布



(参考) 消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は、比較的安全な物質ですが、強アルカリであること、水や汗に触れると発熱して火傷を引き起こすことがあるため、その取扱いには注意が必要です。

**注意点**

- 1 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
- 2 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
- 3 皮膚に付いた消石灰が水や汗に触れて発熱し、火傷を引き起こすことがあります。
- 4 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
- 5 子供の手の届かない所に保管してください。

**使用する際には**

- 1 保護メガネ（目に入らないようにします。）
- 2 保護手袋（ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにします。）
- 3 保護マスク（吸い込んだり、飲み込まないようにします。）
- 4 保護衣服（防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにします。）

**万が一の際には**

目に入った場合：直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要があります。

吸い込んだ場合：新鮮で清浄な空気のある場所へ移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受けてください。

飲み込んだ場合：直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受けてください。

皮膚に付いた場合：直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

**消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布してください。**

## 5 周辺農場における消毒

地域県民局地域農林水産部は、家畜保健衛生所と協力し、移動制限区域内の農場（周辺農場）に対しては、次の消毒を徹底するよう指導する。

(1) 移動制限区域内の農場（周辺農場）は、鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクが高いため、細心の注意が必要である。人、車両の出入りを必要最小限に抑えるとともに、農場の入口、外来者の車両の駐車場所に加え、畜舎出入口の踏込消毒槽や畜舎周囲及び農場外縁部については、病原体に対して効果のある消毒薬等を用いて消毒する。

(2) 具体的には、

- ① 農場の出入口を1か所だけに制限した上で、踏込消毒槽を置く、消毒薬を染み込ませたムシロ等を敷く、消毒薬を散布することによって、長靴が消毒する。
- ② さらに、農場に入る全ての車両や器具等は、噴霧消毒器を用いて、必ず消毒してください。
- ③ 家きん舎周囲には消石灰を散布（0.5～1.0 kg/m<sup>2</sup>）し、ホウキ等で均一に広げてる。消石灰は一度濡れた後、乾燥すると徐々に pH が下がり効果が弱まるので、こまめに散布すること。
- ④ 畜舎出入口には、靴底などに付いた泥や糞尿を洗い落とすために水だけ入れた洗浄槽と消毒薬を添加した消毒槽の2つを置く。畜舎周囲に消石灰を散布している場合は、片方の消毒槽にはアルカリ性の消毒薬を添加する。  
なお、詳細については、後述の「(参考) 踏込消毒槽の作り方と使い方」を参照すること。
- ⑤ 畜舎内（各種機材を含む）では、金属への影響が比較的小さい（腐食性が弱い）消毒薬を噴霧することが望ましいが、塩素系消毒薬を使用する場合は、皮膚や粘膜を刺激するおそれがあるため、家畜や飼料に直接かからないように注意すること。

### (参考) 移動制限区域外の農場

地域県民局地域農林水産部は、家保と協力し、移動制限区域外の農場に対し、次の消毒の実施を指導する。

日頃の予防的な飼養衛生管理を徹底すること。

具体的には、衛生管理区域を設定し、人、車両等の出入りを厳格に制限するとともに、畜舎周囲を始めとして農場内への消石灰の散布、畜舎へ出入りする際の消毒、さらには、人や車両が農場へ出入りする際の消毒を徹底することが大切である。

## 6 器具・機材の消毒

(1) 本病の発生農場の器具・機材は、ウイルスに効果のある消毒薬等を用いて消毒する。

最初に器具・機材に付着している泥や糞尿をブラシなどを用いながら水で洗い流し、次に、噴霧器を用いて消毒した後、乾燥させてから所定の位置に戻して保管する。

(2) なお、防疫作業用に持ち込んだ器具・機材についても、農場外へ搬出する前に念入りに消毒する。

## 6 日頃の予防的消毒

(1) 口蹄疫等に限らず、病原体の家畜接触を防ぐためには、農場への人や車両の出入りを必要最小限に制限し、病原体が農場に持ち込まれる可能性をできるだけ低くすることが大切である。

(2) その上で、人や物、車両が農場内へ立ち入る際には、踏込消毒槽や噴霧器などを用いて予防的消毒を徹底する。さらに、日頃から畜舎内外や農場周囲を消毒しておくことも大切である。

### 【留意事項】

- ① 通路、畜舎周りに消石灰を反復散布し、さらに、天地返しを行うなどにより、土壌をアルカリ化する。
- ② 日常管理に適した消毒資材は消石灰で、粉で散布するよりも10%前後の消石灰液を散布する方が無駄もなく作業も容易である。少なくとも月1回は散布する。
- ③ 温度が低いと消毒薬の効果も下がるので、冬季は希釈濃度を高めにする。(決められた濃度の中で高い方を選択する。)

### (参考) 踏み込み消毒槽の作り方と使い方

踏込消毒槽は、様々な病原体の侵入リスクを下げるために有効である。畜舎や農場の出入口に常備しておく。

#### ① 準備するもの

消毒薬が10リットル程度入るプラスチック容器と消毒薬

#### ② 消毒薬は用法及び用量に従い調整する。

#### ③ 使用方法

- ・ 畜舎出入口には、まず靴底などに付いた泥や糞尿を洗い落とすために水だけ入れた洗浄槽と消毒薬を添加した消毒槽の2つを置く。そして、畜舎への立入及び退出時には、必ず踏み込み消毒を行う。
- ・ まず洗浄槽で長靴に付着している泥や糞尿を洗い落とした後、長靴を消毒槽に浸漬する。洗浄槽がない場合でも、消毒槽に浸透する前には、長靴を必ず洗浄して泥などを取り除いておく。
- ・ なお、消毒槽に中蓋(直径5センチくらいの穴を7~8個くらい空けた発泡スチロール)を浮かべて、その上から踏み込むと、中蓋の穴から強い水流が出てきて消毒効果が増す。
- ・ 泥や糞尿などの有機物が含まれると、消毒薬の効果が落ちることから、洗浄用の水や消毒薬が汚れたらすぐに交換する。



① 消毒前



② 洗い水槽



③ 踏込消毒槽



④ 消毒後

出典：熊本県

## 7 消毒薬の使用、保管、廃棄に当たっての注意事項

### (1) 使用上の注意事項

消毒薬の使用上の一般的な注意事項を以下に示します。

- ① 消毒薬の原液（原末）や濃厚液が、皮膚、眼、飲食物、飼料、被服等にかからないように注意し、皮膚や眼に付いた場合には、すぐに水でよく洗い、医師の診察を受けること。
- ② 子供などが消毒薬を誤飲しないよう、手の届かない場所に置くとともに、食品用の容器に小分けして使用しないこと。
- ③ 消毒薬の散布作業中には、マスクなどを付けて消毒薬を吸い込まないように注意すること。
- ④ アレルギー体質などで、皮膚の発赤、掻痒（そうよう）感などの過敏症状が現れた場合には、消毒薬を用いた作業をすぐに中止すること。
- ⑤ 有機物（泥、鶏糞、血液等）は、消毒薬の効果を弱めるため、水で十分に清拭・洗浄するなど、有機物を除去してから使用すること。

### (2) 消毒薬の調製に当たっての注意事項

希釈液を調製する場合の一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 使用の都度に希釈、調製すること。
- ② 殺虫剤や他の消毒薬と混ぜて使わないこと。
- ③ 調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗しておくこと。
- ④ 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属を腐蝕させることがあるため、プラスチック製又はステンレス製の容器で調製すること。

### (3) 消毒薬の保管

消毒薬の製品又は添付文書に記載された方法に従って保管すること。保管上の一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 子供などの手の届かないところに保管すること。
- ② 他の容器に入れ替えないこと。
- ③ 開封後は、液体の場合はしっかりと栓をして、粉末の場合は密閉して保管すること。
- ④ 直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に保管すること。
- ⑤ 希釈液は保管せず、速やかに使い切ること。
- ⑥ 液状の消毒薬を低温で保存したため、液体中に結晶が現れた場合には、加温して結晶を溶解してから使用すること。
- ⑦ 「劇薬」と表示された製品は、他のものと区別して保管すること。

### (4) 消毒薬の廃棄

製品又は添付文書に記載された廃棄方法をよく読み、市町村が定めるルールにしたがって廃棄する。廃棄に関する一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 活性汚泥法による污水处理施設が農場内にある場合、この施設へ大量の消毒薬が流入することがないように注意すること。
- ② 河川、湖沼等に消毒薬が直接流入することがないように注意すること。